

第4次北九州市男女共同参画基本計画

令和5年度実施状況報告書

北九州市

はじめに

北九州市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例（平成14年3月制定）」を具体化するため、平成16年より「北九州市男女共同参画基本計画（第1次～第3次）」を5年毎に策定し、令和元年6月に「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第4次基本計画では、第3次基本計画の目指す姿「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぐとともに、第3次基本計画の取組状況や課題等を踏まえ、5つの「柱」と14の「施策の方向性」を定め、具体的施策を進めています。

その結果、令和4年に実施した「北九州市男女共同参画社会に関する調査」では、性別による固定的役割分担意識に否定的な考えを持つ人が約8割となり、全国調査の結果より高く、性別による役割分担意識は薄れてきています。また、市役所における女性管理職比率は16.6%となり、目標の15%を1年前倒して達成するなど、市役所における男女共同参画社会は着実に進展しています。

しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、市民の男女平等達成感、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

本書は、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の令和4年度の実施状況について、主な取組を中心に、北九州市男女共同参画審議会の意見を付してとりまとめたものです。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。本書を、男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開するための一助として活用するとともに、市民や事業者の皆様にとって、男女共同参画社会の形成の推進についてご理解を深めていただく資料となれば幸いです。

今後とも皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北九州市

目次

1 基本計画の概要

- 第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要・計画で目指す姿・計画の柱・・・・・・・・・・ 2
- 計画の体系・・ 3

2 数値目標等の進捗状況・基本計画の実施状況（概要）・審議会意見・・・・・・ 4

3 基本計画に掲げる施策の実施状況（令和5年度）

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

- 施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・ 18
- 施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

- 施策の方向 1 女性の就業・起業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 施策の方向 2 企業における女性活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現・・・・・・・・・・ 26
- 施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実・・・・ 29

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

- 施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・・・・・・・・・・ 34
- 施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

- 施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援・・・・・・・・・・ 44
- 施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援・・・・・・・・・・・・・・ 58

《資料》

- 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 第12期北九州市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

基本計画の概要

第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

令和元年6月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

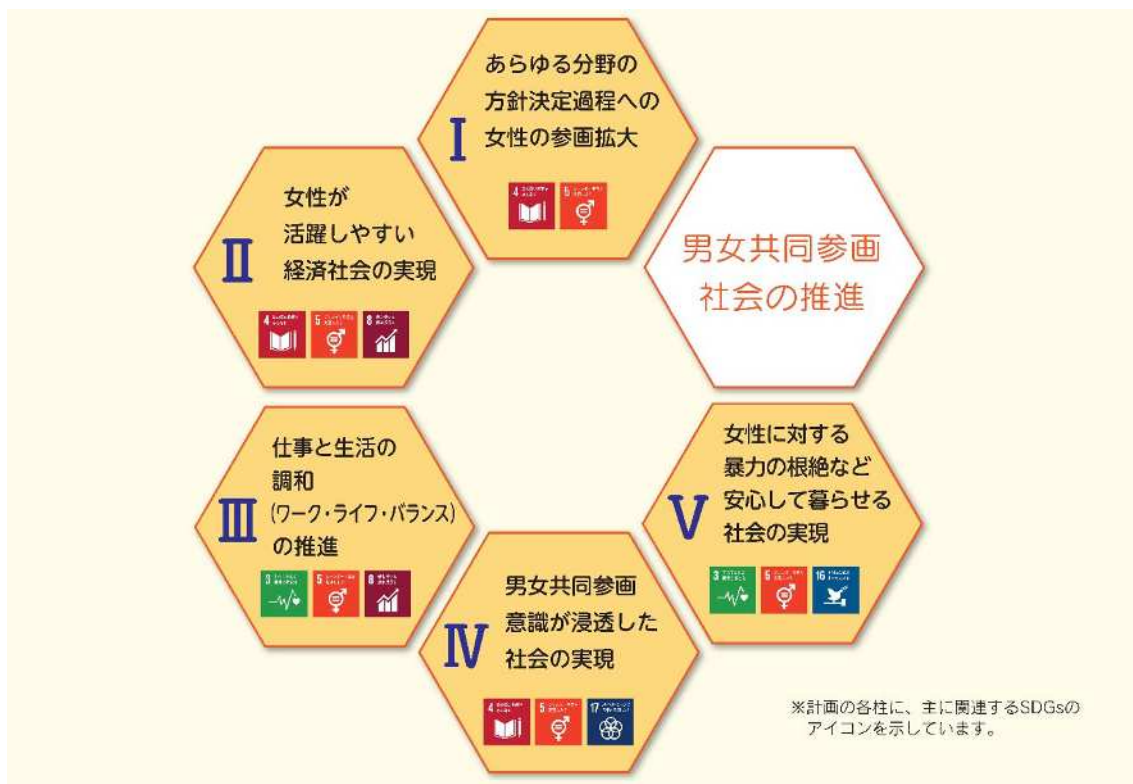
計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

計画の柱



計画の体系

女性活躍 = 女性活躍推進計画

DV対策 = 第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

数値目標等の進捗状況進捗状況
基本計画の実施状況（概要）
審議会意見

第4次北九州市男女共同参画基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものである。

令和5年度は第4次基本計画の最終年度にあたり、前年度に引き続き女性がいきいきと活躍できるまちを目指し、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組んだ。

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
I	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	23.8%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	17.8%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	27.0%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率(市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	51.7%	※1 50%以上

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
I	5	自治会における女性の比率		
		① 区自治総連合会長	① 14.3%	① 14.3%
		② 区自治総連合副会長	② 5.3%	② 0.0%
③ 自治区会長		③ 4.9%	③ 3.4%	
④ 自治区副会長		④ 12.9%	④ 14.7%	
	⑤ 町内会長	⑤ 16.6%	⑤ 19.5%	
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	6.6%
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	18.3%

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・「北九州イクボス同盟」等において、ホームページ等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋がった。【11101】
- ・子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。【11103】
- ・北九州市内の事業所における女性の活躍推進に関する取組み状況等を把握するための実態調査を行った。今回初めて健康経営や旧姓使用の制度に関する調査も行い、市内事業所の女性活躍推進に係る実態を幅広く把握することができた。【11104】
- ・働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのステップアップ講座を開催し、各回定員を超える申込があった。また、ステップアップ講座修了生の企業向けのネットワーク形成に効果を上げた。【11201】
- ・これまでの「女性リーダー国内研修」を見直し、令和5年度から「地域における女性リーダー育成セミナー」に名称を変更、それに併せて内容も刷新した。「既にリーダーとしての勉強をしている人の中で選ばれた人だけ参加できる研修」ではなく、これからリーダーとして活躍していく人材を育成することを目的として、応募条件や人数制限なく誰でも受講できる研修とした。【11202】

施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・市職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、各役職段階でのマネジメント能力等の向上のため、新任課長を対象としたイクボス研修、新任係長を対象としたブレイクボス研修を実施し、市役所における女性管理職(課長級以上)比率は17.8%となり、「令和5年度までに15%」との目標を上回った。【12201】
- ・市立学校において、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進し、校長職の女性比率は19.4%から27.0%に大幅に増加した。【12204】

【今後の課題・取組】

- ・「北九州イクボス同盟」等において、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、令和2年度に作成したeラーニング動画の有効活用を図る。【11101】
- ・ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等の表彰について、時代に即した表彰となるよう評価項目等について見直しを行っていく。【11101】
- ・女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の支援にあたっては、企業のニーズを踏まえ、効率的な事業実施やPRを検討していく。【11102】
- ・地域における方針決定過程への女性の参画を拡大するために、これからリーダーとして活躍していく人材など、育成の対象を拡大していく。【11202】
- ・市付属機関等における女性の比率については50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の比率が50%となることを目指していく。【12101】

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
Ⅱ	8	25～44歳の女性就業率	70% (平成27年)	79.8% (令和4年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	315社 (令和6年3月)	300社

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
Ⅱ	10	事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	11.2% (平成26年度)	14.1% ※1 (令和5年度)
	11	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	(女性)① 49.4% ② 50.4% (男性)① 74.0% ② 24.9% (平成31年1月)	(女性)① 36.2% ② 62.8% (男性)① 76.8% ② 21.4% (令和6年1月)
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成29年度)	21.2% (令和4年度)

※1 調査対象変更あり(平成26年度:30人以上の事業所→令和2年度:50人以上の事業所)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 女性の就業・起業支援

- ・ 女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」をマザーズハローワーク(国)、子育て女性就職支援センター(県)と緊密に連携して運営した。【21101】
- ・ 創業前から創業後 10 年程度までの女性創業者の知識習得や課題解決を行い、また、女性創業者のネットワーク形成を支援した。【21201】
- ・ 「男女共同参画センター」において、ジェンダーの視点に立ち、臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員等による専門的立場から相談に応じ、相談件数は増加傾向にある。【21303】

施策の方向2 企業における女性活躍の推進

- ・ 「北九州イクボス同盟」等においてホームページ等での先進事例の紹介や階層別研修会を開催し、経営者や管理職の意識改革に繋がった。【22201】
- ・ 市の業者登録や公共工事の入札(一部)において、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に関する積極的な取組を行った企業に対して工事の総合評価に加点するインセンティブを付与した。【22204】

【今後の課題・取組】

- ・ 「ウーマンワークカフェ北九州」において、未就業女性の掘り起こしを図り、自分らしい生き方やはたらき方を見つけ、新しい一歩を踏み出せるよう後押しする。電話相談やオンライン相談は継続しつつ、新規利用者の来所に繋がるよう、市内の子育て支援施設等での出張ミニセミナーの実施回数を増やし、積極的な周知・広報を図る。【21301 1-2】
- ・ 北九州イクボス同盟の認知度の向上や企業PRの充実を図り、同盟の量的・質的拡大を図る。【22101】
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の支援にあたっては、企業のニーズを踏まえ、効率的な事業実施やPRを検討していく。【22202】

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
Ⅲ	13	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成26年度比)	全体:18.3%増 (平成30年度比)	10%以上減 (平成30年度比)
	14	市役所における男性職員の 育児休業取得率	14.8% (平成30年3月)	71.0%	30%
	15	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	① 154箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所 (平成30年度)	① 121箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 令和元年度 同水準 ② 7箇所 ③ 14箇所 (令和6年度)

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
Ⅲ	16	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とい う言葉の認知度	68.4% (平成29年度)	76.8%
	17	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性: 1.2% 女性: 87.1% (平成26年度)	男性: 36.3% 女性: 97.1% ※2
	18	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	9.2% (平成29年度)	5.2% (令和4年度)
	19	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連 時間	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成29年度)	育児 2 時間 12 分 家事 1 時間 22 分 (令和4年度)
	20	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	① 16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成30年度)	① 8,221 人※3 ② 456 人 ③ 1,889 人 ④ 13,221 人 ※3 こども園含まず

※2 調査対象変更あり(平成26年度:30人以上の事業所→令和2年度:50人以上の事業所)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

- ・ イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践できている上司を推薦する市職員イクボス表彰受賞者の実践例等を女性活躍・ワークライフバランス応援サイトに掲載し、周知を図った。【31202】
- ・ 仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施した。また、子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて、男性職員の育児参加を促進した。市役所における男性職員の育児休業取得率は71.0%で、平均取得日数は50.8日と大幅に増加した。【31203】

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

- ・ 仕事の都合や子どもの軽い病気の時にボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎などを行っており、会員数、活動回数が前年度より増加した。【32104】
- ・ 乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行った。【32109】
- ・ 就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場において就労の機会が得られるよう、「北九州障害者しごとサポートセンター」の就業支援ワーカーを1名増員し、職場訪問を行った結果、就職後1年経過時点の定着率の向上につなげることができた。(R4:72.9%→R5:89.9%)。【32309】

【今後の課題・取組】

- ・ 市役所における男性職員が育児や家事に参画することはマネジメント力の向上や多様な経験を通じて視野を広げることにつながる等、男性自身のキャリア形成等にも重要であることから、今後も継続して男性育休取得促進に向けた取組を実施する。【31203】
- ・ 市役所における男性職員が育児や介護等のライフスタイルの変化に応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもって活躍できる職場を目指すため、今後も継続して職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。【31205】
- ・ 複合的な問題(認知症、精神疾患、8050問題等が重なった状態)を抱えている場合は、相談が長期化する傾向にある。適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図る必要がある。【32306】

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
Ⅳ	21	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	78.4% (令和4年度)	80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
Ⅳ	22	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成29年度)	(肯定) 17.0% (否定) 77.8% (令和4年度)
	23	女性が職業を持つことへの考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたなら中断した方がよい ③子どもができたなら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成29年度)	① 51.9% ② 35.7% ③ 1.6% (令和4年度)
	24	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成29年度)	10.7% (令和4年度)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

- ・ 北九州市の男女共同参画社会に関する調査を実施した。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての設問では、否定の割合が68.1%(平成29年度)から77.8%(令和4年度)となり、性別による役割分担意識が薄れてきた。【41109】
- ・ 地域や家庭、企業等における男女共同参画意識の浸透を目指して、地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進した結果、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は、69.7%(平成29年度)から78.4%(令和4年度)となり、言葉の浸透が進んだ。【41102】
- ・ 地域での「男女共同参画フォーラムin北九州」、「男女共同参画に関する広報啓発事業」、男女共同参画センターでの「ムーブフェスタ」は、いずれの事業も実施回数、参加人数が前年度より増加した。【41201~41203】
- ・ 人権啓発事業において、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」特設ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたラジオ番組を YouTube で配信し、啓発の促進をした。【41105】

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画センターにて男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施した。件数は昨年度の96件から126件に増加し、年々増加している。【42103】
- ・ 男女共同参画センター等において、性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を実施した。【42202】

施策の方向3 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

- ・ 全ての小中学校において、男女共同参画についてわかりやすくまとめた副読本「レッツ」(小学校用)、「ひびき愛」(中学校用)の作成及び活用を図った。【43102】
- ・ 市内の大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と性別にとらわれずに自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を対面とオンデマンド方式により実施し、理解度・満足度ともに高い評価を得た。【43202】
- ・ 若年層向け啓発冊子「未来をひらくあなたに」を出前講演等で配布し、アンコンシャス・バイアスの解消につなげた。【43205】

施策の方向4 防災における男女共同参画の推進

- ・ 安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した取組について、出前講演を実施した。【44103】

【今後の課題・取組】

- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援するにあたり、企業のニーズを踏まえ、効率的な実施や効果的なPRを検討していく。【42101】
- ・ 男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、男性の家事や介護への参加を促す講座などの充実に努める。【42202】
- ・ 引き続き、女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化等を推進する。【44104】

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」 「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	① 76.8% ② 78.5% (令和4年度)	① 80% ② 80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
V	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成29年度)	① 8.5% ② 27.7% ③ 14.1% (令和4年度)
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成29年度)	(女性) ① 19.9% ② 38.8% ③ 12.6% ④ 7.1% (男性) ① 12.5% ② 21.0% ③ 1.3% ④ 0.8% (令和4年度)
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15～19歳の女性人口千人対)	11.5‰ (平成28年)	6.1‰ (令和3年)
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成29年度)	35.2% (令和4年度)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

- ・ 11月の内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に男女共同参画センターで「女性への暴力ゼロ特別講座」の開催や「女性への暴力ゼロホットライン」を設置した。新たにインターネット広告を導入して広報活動を実施した。【51103】
- ・ 北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図った。【51410】

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

- ・ 男女共同参画センターにおいて、希望する企業に、講師を派遣するハラスメント講座を12件(1,287人)実施した。【52101】

施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ 産後4か月までの家庭訪問時に、産後うつなどを早期に発見するため質問票を用いるとともに、子育ての孤立化を防ぎ、地域の見守り体制を充実していくために医療機関と行政が連携して対応した。【53205】
- ・ 男女共同参画センターにおいて、日常生活の中で心と身体の健康の維持増進につながるような知識・技術の習得の機会を提供するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、高い満足度水準を維持した。【53301】

施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

- ・ ひとり親家庭等を支援するため、「母子・父子福祉センター」において、相談事業や自立促進のための講座を実施し、ひとり親家庭等の生活安定、福祉の向上に努めた。【54103】
- ・ 性的少数者の生き方を後押しするため、「パートナーシップ宣誓制度」により、宣誓した当事者に対し「パートナーシップ宣誓書受領証」を13件交付した(前年度比3件増)。【54201】

【今後の課題・取組】

- ・ 養育支援訪問事業は、令和6年度よりヤングケアラー支援事業と統合し、子育て世帯訪問事業として必要な家事・育児支援を実施した。【53201】
- ・ デートDV防止に取り組む団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。【43301】
- ・ 各区子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者一人ひとりの不安や負担感の軽減を図る。【51202・51206・51207】
- ・ 男女共同参画センター等の窓口相談員が研修会や連絡会議に参加し幅広い知識の修得を図る。
- ・ 母子・父子福祉センターで開催した講座等の受講者アンケートより、より周囲の実際の声を吸い上げ、更に良い講座内容の実施を検討する。【54103】

【審議会委員からの意見】

① 男女平等達成感について

- ・ 数値目標である、「社会全体の男女平等達成感」は男女で認識の差がある(男性の方が、「平等を達成している」という意識が高い)ので、その差を示すためにも男女別に示してほしい。

② 女性の働く環境について

- ・ 企業における女性の活躍について、第4次基本計画の期間は、コロナの影響もあって労働環境が大きく変化した時期であった。
- ・ テレワークの推進を始めとした働き方改革が進み、大企業では女性の社会進出の枠も広がった。今後は、中小企業や建設業、運輸業などにどう広がりを見せていくかが課題。
- ・ 中小企業の、特に経営者層に分かりやすいようなPR、例えば制度を整備して男女共同 参画を進めることが、自社のリクルートに有利になるといったようなきっかけづくりや、制度整備に悩んでいる企業があれば、それがアドバイスできるような専門家が派遣できる制度など、分かりやすい制度をPRする必要がある。
- ・ 今後は中小企業に対して、いかに女性のパワーを活用していくかという方策を展開していくことが重要である。企業と行政とが一緒に連携して進めることを期待する。
- ・ 再就職を目指す女性に対する支援は、年齢に関係なく重要である。
- ・ 女性の自立を考える上で、起業・創業した女性への伴走型支援が重要である。起業・創業した後の年収の調査なども必要となってくる。
- ・ 中小企業における女性活躍について、いち早く取り組まれている建設業等も見受けられる。女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進表彰などを活用して、がんばっている企業を広く周知・PRして、「我が社も取り組んでみたい」「ぜひ取り組むべきだ」という雰囲気を作っていくのも大切。
- ・ 中小企業の経営者層におけるアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)を崩すことは大変難しく、なかなか進まない。繰り返し事例やデータを示すなどして、行政としても取り組みを進めてほしい。

③ 若者に対する周知方法について

- ・ 中小企業も女性活躍について頑張っている企業もあるが、その情報をどう若者、これから就職していく若者に、ポジティブな考えを与えるようにPRするかが重要。
- ・ 実際の働く現場の声を聞くことができないので、企業ががんばりをPRしていても、働く環境が実際はどうか、PRを信じていいのか分からない。インターネットで簡単に情報が入手でき、SNSでも就活に関する情報がたくさんあるが、どれを信じてよいか分からない。このような状況の中で、市が統計の資料などの情報を発信してくれたら安心感がある。
- ・ ワーク・ライフ・バランスがしっかり整っている大企業の満足度、また中小企業や起業の満足度などをまとめた統計資料やツールがあるとよい。そういった資料があると、選択肢を定めやすい。
- ・ 企業としては若者に安心して働いてもらうために、「えるぼし」「くるみん」などの認定制度を受ける企業もあるが、若者はそこを見ていない。
- ・ 企業ががんばっているのに、それを知られていないというのは残念。高校や大学などで、市からそのような情報を提供するなどして、知っていただくことが大切。
- ・ 「えるぼし」「くるみん」などの認定制度について、厚生労働省のホームページにデータベースを載せているものがある。就活の時などに利用してほしい。国の制度ではあるが、北九州市でも周知してほしい。
- ・ 女性の活躍に関して、ロールモデルの存在が重要。例えば北九州で子育てしながら創業された方とか、一旦離職したけど今戻って働こうとされている方とか、固い場ではなく、もう少しフリーな場で本当の声を聞く場があると、ミスマッチがなくなる。
- ・ 今の大学生はツールアプリや情報アプリを共有しあい、活用している。そういうアプリを市が作ることができるのならば、大学生がすぐに知ることができるし、それに関連した公式 SNSを作っていけば、若者への認知や信頼は広まったり、高まると思う。
- ・ LINE や X などの SNS は、見たいと思うときにしか使わないので、学生に X が広がっているからとい

って毎回見ているとは限らない。

- ・ 若い方々への情報発信は、この審議会だけじゃなくて別の審議会でも問題になっている。北九州市はかなりいろんなことを一生懸命やっている割には、認知度が低いというのは昔からの悩みである。
- ・ 今までのやり方を継続している PR 方法の中で、これはあまり効果がないという意見のあるものはもう止めるということもあっていい。
- ・ 情報発信の仕方は、今日の会議での最大の課題だと思われる。ぜひ、若い方に聞きながら、今後の方策の検討をお願いしたい。若い方へも、北九州のがんばりが伝わる形に、発信の仕方を変えていってほしい。

④ ジェンダー平等啓発について

- ・ どの世代においてもジェンダー平等の理解を深めていかなければならない。次の世代が暮らしていくためには、上の世代がまず理解しないと繋がらない。
- ・ 啓発事業はどうしても1回限りのものになっているので、なかなか理解が深まらない。
- ・ 若い方とお話をすると、それぞれの家庭によって随分考え方が違う。固定的役割分担意識がない家庭の方はそれが当たり前となっているが、そうでない場合は、アンコンシャス・バイアスが小さい頃から積み重なっていると感じる。
- ・ ジェンダー平等を基調とした若い方向けのキャリア形成が重要である。(現在、大学生向けのキャリア形成教育を実施しているが)大学進学率は50%ほどなので、卒業したら就職をする高校生にもキャリア形成教育を進めたい。
- ・ 高校生向けのキャリア形成教育については、カリキュラムに余裕がないという問題がある。通常は時間を取っていただいて教室に行って、そこでプログラムを行うと考えがちだが、5分ぐらいの短い動画を作って空いている時間に見ていただくような工夫をするなど、考えを変える時期にきている。

⑤ DV 被害の防止対策について

- ・ 平成30年度から現在までを比較してみて、いわゆる行政の相談窓口の認知度、周知度というのが、あまり変わっていないことが非常に残念。
- ・ DV 被害については、110番通報は多いものの、警察への相談に対する敷居が高い。区役所などの行政の窓口を気軽に利用できるということをもっと一般的に知っていただければ、相談も受けやすいし、犯罪や被害の予防にも繋がると思う。

第4次男女共同参画基本計画の数値目標・モニタリング指標の推移

柱	No.	項目	当初	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	現状	目標	
			(平成30年度)					(令和5年度)	(令和5年度)	
I	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	18.0%	19.6%	21.2%	22.6%	23.8%	23%	
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	13.2%	13.1%	14.5%	16.6%	17.8%	15%	
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	21.6%	23.0%	25.2%	24.9%	27.0%	25%	
	4	市付属機関等における女性の比率(市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	52.5%	53.1%	53.3%	52.7%	51.7%	50%以上	
	5	自治会における女性の比率 ① 区自治総連合会長 ② 区自治総連合副会長 ③ 自治区会長 ④ 自治区副会長 ⑤ 町内会長	① 14.3% ② 5.3% ③ 4.9% ④ 12.9% ⑤ 16.6%	① 14.3% ② 4.8% ③ 5.4% ④ 13.8% ⑤ 17.3%	① 14.3% ② 4.8% ③ 3.9% ④ 12.8% ⑤ 17.3%	① 14.3% ② 4.8% ③ 4.4% ④ 14.4% ⑤ 17.6%	① 14.3% ② 0.0% ③ 4.9% ④ 14.1% ⑤ 17.8%	① 14.3% ② 0.0% ③ 3.4% ④ 14.7% ⑤ 19.5%	(令和4年9月) (令和5年9月)	モニタリング
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	4.5%	5.2%	5.8%	6.5%	6.6%	(令和4年9月) (令和5年9月)	モニタリング
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	16.0%	16.5%	15.0%	15.0%	18.3%	(令和4年9月) (令和5年4月)	モニタリング
II	8	25～45歳の女性就業率	70.0% (平成27年)	70.0% (平成27年)	70.0% (平成27年)	75.5% (令和2年)	75.5% (令和2年)	79.8% (令和4年)	73%	
	9	イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	154社 (令和2年3月)	181社 (令和3年3月)	222社 (令和4年3月)	286社 (令和5年3月)	315社 (令和6年3月)	300社	
	10	事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	11.2% (平成26年度)	—	14.2% ※1 (令和2年度)	14.2% ※1 (令和2年度)	14.2% ※1 (令和2年度)	14.1% ※1 (令和5年度)	モニタリング	
	11	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	(女性)① 49.4% ② 50.4% (男性)① 74.0% ② 24.9% (平成31年1月)	(女性)① 46.4% ② 52.7% (男性)① 70.8% ② 26.9% (令和2年1月)	(女性)① 50.8% ② 48.8% (男性)① 73.2% ② 24.9% (令和3年1月)	(女性)① 56.0% ② 43.6% (男性)① 77.5% ② 20.8% (令和4年1月)	(女性)① 59.7% ② 39.8% (男性)① 79.6% ② 18.9% (令和5年1月)	(女性)① 36.2% ② 62.8% (男性)① 76.8% ② 21.4% (令和6年1月)	モニタリング	
12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成29年度)	—	—	—	21.2% (令和4年度)	21.2% (令和4年度)	モニタリング		
III	13	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成26年度比)	1.4%増 (平成30年度比)	7.0%減 (平成30年度比)	13.6%増 (平成30年度比)	13.2%増 (平成30年度比)	18.3%増 (平成30年度比)	10%以上減 (平成30年度比)	
	14	市役所における男性職員の育児休業取得率	14.8% (平成30年3月)	28.7%	42.7%	60.3%	60.3%	71.0%	30%	
	15	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	① 154箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所	① 153箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所	① 148箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 137箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 125箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 121箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 令和元年度同水準 ② 7箇所 ③ 14箇所	
	16	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉の認知度	68.4% (平成29年度)	—	—	—	76.8% (令和4年度)	—	モニタリング	
	17	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性: 1.2% 女性: 87.1% (平成26年度)	—	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 36.3% 女性: 97.1% (令和5年度) ※2	モニタリング	
	18	市内企業等における週労働時間60時間以上の雇用者の割合(年間就業日数200日以上の雇用者)	9.2% (平成29年度)	—	—	—	5.2% (令和4年度)	—	モニタリング	
	19	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	育児1時間45分 家事 45分 (平成29年度)	—	—	—	育児2時間12分 家事1時間22分 (令和4年度)	—	モニタリング	
20	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	① 16,119人 ② 572人 ③ 1,872人 ④ 8,907人	① 15,029人 ② 578人 ③ 2,084人 ④ 9,029人	① 13,554人 ② 539人 ③ 1,484人 ④ 3,595人	① 10,155人 ② 542人 ③ 1,739人 ④ 5,908人	① 8,394人 ※3 ② 497人 ③ 1,866人 ④ 6,896人	① 8,221人 ※3 ② 456人 ③ 1,889人 ④ 13,221人	モニタリング		

第4次男女共同参画基本計画の数値目標・モニタリング指標の推移

柱	No.	項目	当初	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	現状	目標
			(平成30年度)					(令和5年度)	(令和5年度)
IV	21	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	—	—	—	78.4% (令和4年度)	—	80%
	22	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成29年度)	—	—	—	(肯定) 17.0% (否定) 77.8% (令和4年度)	—	モニタリング
	23	女性が職業を持つことへの考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中断した方がよい ③子どもができたら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成29年度)	—	—	—	① 51.9% ② 35.7% ③ 1.6% (令和4年度)	—	モニタリング
	24	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成29年度)	—	—	—	10.7% (令和4年度)	—	モニタリング
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	—	—	—	① 76.8% ② 78.5% (令和4年度)	—	① 80% ② 80%
	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成29年度)	—	—	—	① 8.5% ② 27.7% ③ 14.1% (令和4年度)	—	モニタリング
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成29年度)	—	—	—	(女性) ① 19.9% ② 38.8% ③ 12.6% ④ 7.1% (男性) ① 12.5% ② 21.0% ③ 1.3% ④ 0.8% (令和4年度)	—	モニタリング
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15～19歳の女性人口千人対)	11.5‰ (平成28年)	11.40% (平成29年)	7.6‰ (令和元年)	7.6‰ (令和元年)	7.2‰ (令和2年)	6.1‰ (令和3年)	モニタリング
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成29年度)	36.6% (平成30年度)	34.2% (令和元年度)	33.5% (令和2年度)	34.2% (令和3年度)	35.2% (令和4年度)	モニタリング

基本計画に掲げている 施策の実施状況

■実施状況表について

柱 I	あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大
-----	------------------------

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
11101	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワークライフバランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1									

男女共同参画基本計画の
具体的施策の内容を記載

基本計画の内容に対する
事業・取組内容の概要を記載

基本計画の内容に対する事業の実施内容及び
令和元～5年度の実施状況について記載

実施状況を踏まえた今後の取組や、
取組にあたっての課題等について記載

R5年度の進捗状況について記載
A: 予定どおり実施した
B: 概ね予定どおり実施した。
C: 実施したが、見直し検討が必要
D: 準備中、検討中
E: 未実施

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
11101	「北九州イクボス同盟」等において、経営者・管理職の意識改革につなげる。ワークライフバランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、随時個別研修等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。ワークライフバランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州女性性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数	①2回 ②2回 ③4社・者	①2回 ②2回 ③6社・者	①12回 ②2回 ③5社	①9回 ②2回 ③3社	①5回 ②2回 ③4社	A	今後の取組(課題や見直し) 引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図る。 また、表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っている。	総務市民局
11102	企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を実施するための、出前セミナー等を実施します。	2	これから女性活躍に取り組みたい企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護)等の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワークライフバランスの推進に取り組み、事業所を対象に、セミナー・講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワークライフバランスを推進する企業の取組を支援する。	37回	19回	30回	26回	27回		A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。 今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れつつ、実施方法についての柔軟な対応が求められる。 市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局
11103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワークライフバランスの推進に取り組み、企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。	3	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワークライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組み、個人等を表彰し、パブリックや推進サイトでの取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	4社・者	6社・者	5社	3社	4社		A	表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っている。 また、実践事例を市内企業・市民へより効果的な方法で広報することで、取り組みを市内全域へ広げていく。	総務市民局
11104	政策・方針決定過程の女性の参画状況など男女共同参画に関する情報をホームページなどで発信します。	4	平成26年度よりホームページに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集2014」(R2年度～北九州市の男女共同参画統計データ集2020)のデータについて、定期的に更新を行い最新の情報を提供していく。	11件	114件	17件	27件	14件		A	令和5年度は、北九州市内の事業所における女性の活躍推進に関する取り組み状況等を把握するための実態調査を行った。今回初めて健康経営や旧姓使用の制度に関する調査も行い、市内事業所の女性活躍推進に係る実態を幅広く把握することができた。調査結果の一部は、第5次北九州市男女共同参画基本計画に活用されており、女性の活躍推進に向けた施策検討資料として用いられている。 今後も、データの更新を定期的に行うとともに、男女共同参画社会の推進に関する新しいデータを随時追加して情報提供する。	総務市民局
11105	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	5	自治会や校区まちづくり協議会の会長、副会長等、PTA会長、副会長、市民センター館長、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員などの女性比率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表する。	①14.3% ②5.4% ③17.3% ④4.5% ⑤13.8% ⑥72.3%	①14.3% ②3.9% ③17.3% ④5.2% ⑤14.1% ⑥76.2%	①14.3% ②4.4% ③17.6% ④5.8% ⑤14.1% ⑥76.2%	①14.3% ②4.9% ③17.8% ④6.5% ⑤15.2% ⑥74.6%	①14.3% ②3.4% ③19.5% ④6.6% ⑤18.3% ⑥70.8%		A	今後も、自治会長等の女性の参画率について把握し、公表していく。	総務市民局
11106	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	6	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、平成29年度に新設した北九州市長表彰「男女共同参画功労」部門を継続していく。	8人	7人	6人	6人	6人	6人	A	引き続き、地域で活躍するロールモデルとなる女性の表彰を継続していく。	総務市民局

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (2) 企業、地域等における女性リーダー育成の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
11201	働く女性や女性管理職等に対し、スキルアップやネットワーキングを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。	1-1	働く女性のスキルアップとネットワーキングを応援するためのステップアップ講座を開催するほか、ステップアップ講座の修了生対象のフォローアップ講座を開催し、修了生のネットワーキングづくりや身近なロールモデルの発信等に取り組む。	就業継続支援・ステップアップ支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(ステップアップ、お役立ち) ②レディスもじ(キャリアアップ) ③レディスやはた(キャリアアップ(PC除))	①11講座 310人 ②5講座 1,089人 ③12講座 346人	①8講座 209人 ②1講座 159人 ③9講座 205人	①12講座 376人 ② - ③ -	①10講座 400人 ② - ③ -	①10講座 329人 ② - ③ -	B	①ステップアップセミナーは令和3年度からウーマンワークカフェ北九州が主催、ムーブは共催となった。企業を超えたネットワーキング形成に効果を上げている。お役立ちワンポイントセミナーも10年目の開催で各定員を超える申込があり、順調である。今後とも参加者の裾野をさらに広げるため、より参加しやすき講座となるようプログラムを通直見直しなが引き続き実施する。②③レディスもじ及びレディスやはたは令和3年3月で閉館となり、生涯学習センター分館となったため、該当事業は終了となった。	総務市民局
11202	生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	1-2	企業等の女性管理職や管理職に相当する女性社員のスキルアップ、ネットワーキング形成を支援することにより、更なる女性活躍の推進を図る。	(R1~R2)女性管理職セミナー (R3)女性管理職セミナー・キャリアアップセミナー参加延べ企業数 (R4)働く女性向け世代リーダー育成セミナー参加企業数	16社	18社	34社	29社	22社	A	企業等で働く女性を対象に、様々な分野でキャリアを積んだロールモデルの出会いを提供する福岡キャリアカフェ(主催:福岡県)の開催など、女性同士のネットワーキング形成を支援することにより、更なる女性活躍の推進を図る。	産業経済局
11203	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」のリーダー育成を支援します。	2	北九州市民カレッジ「地域力アップセミナー」、「社会教育・生涯学習基礎講座」などの修了者で、地域での活動や取組に貢献したいと考える市内在住の女性を対象に、国立女性教育会館など先進事例の視察研修やその他の研修を実施する。生涯学習活動に必要な専門的知識や手法を学ぶことで資質向上を図り、研修生が地域のリーダーとしての役割を担えるようになることを目指す。	①応募者数 ②研修生数 ③研修日数(事前研修・派遣研修・事後研修・報告会の合計日数) ④報告会参加者数	①5人 ②5人 ③14日 ④約140人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	①13人 ②13人 ③13日 ④38人(対面のみ)	①2人 ②0人 ③0日 ④0人	①12人 ②11人 ③10日 ④63人(内、オンライン視聴15人)	A	これまでの「女性リーダー国内研修」を見直し、令和5年度から「地域における女性リーダー育成セミナー」に名称を変更、それに併せて内容も刷新した。「既にリーダーとして勉強をしている人の中で選ばれた人だけ参加しての研修」ではなく、これからリーダーとして活躍していく人材を育成することを目的として、応募条件や人数制限なく誰でも受講できる研修とした。また、国立女性教育会館への視察研修を廃止し、日帰りで行ける範囲を視察先の対象(遠方の場合にはオンラインを活用)としたことにより、応募者も12人に回復し開講することができた(令和4年度は応募者2人のため中止)。内容の変更に伴う応募者数や年齢層等の変化についても検討しながら、必要に応じて受講回数・時間等についても、令和6年度に関しては、前年度と同様に実施する予定である。	総務市民局
11204	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	3	市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施する。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	①0回 ②0人	①25回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発活動を実施する。	総務市民局
11204	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	4	市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施する。	①機関紙発行回数/部数 ②研修回数/参加者数	①年3回 /21,000部 ②年3回 /250人	①年3回 /116人 ②5回 はコロナウイルス感染症拡大防止のため、書面(開催)	①年2回 /14,000部 ②年3回 /116人 ③5回 はコロナウイルス感染症拡大防止のため、書面(開催)	①年2回 /14,000部 ②年2回 /124人	①年2回 /14,000部 ②年2回 /124人	B	令和元年度と比較すると、研修参加者数が大きく減少している。そのため、開催日時の変更やオンライン配信等を検討し、参加者数の増加を図る必要がある。	総務市民局

柱 I **あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大**

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大
 具体的政策 (1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
12101	市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	1	市の政策・方針決定の場である市の付属機関等への女性参画向上に向けて下記の取組を実施する。 ・市の付属機関等における女性委員の参画状況調査 ・女性登用に際して、女性人材の紹介やアドバイスの実施	女性委員参画状況(各年度7月1日時点、令和3年度は6月1日時点)	52.5%	53.1%	53.3%	52.7%	51.70%	A	今後も付属機関等の女性の参画率50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の参画率が50%となることを目指す。	総務市民局

柱 I **あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大**

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大
 具体的政策 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の促進、職場風土の改革

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
12201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、各役職段階でのマネジメント能力等の向上のため、管理職を対象としたイクボス研修、役職者(係長級)を対象とした、プレイバック研修を実施する。また、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰により、一層のイクボス実践を促し、多様な人材を活かし、組織と人の成長につなげる。風土の更なる醸成を図る。	1	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、仕事と生活の両方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例を女性活躍・WLB応援サイトに掲載する。	①5回 ②3回 ③3回 ④3回 ⑤8名	①4回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤12名	①4回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤17名	①5回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤なし	①なし ②2回 ③1回 ④2回 ⑤なし	A	「係長としての資質や能力への不安」「仕事と家庭の両立不安」等の理由により、女性職員が昇任試験の受験をためらう傾向にあることから、それらの不安払拭に向け、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員の活躍推進に係る取組を実施する。	総務市民局
12202	部下のキャリア形成とワークライフバランスの実現を促すため、「イクボス」の取組を推進します。	2	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、仕事と生活の両方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例を女性活躍・WLB応援サイトに掲載する。	①1回 ②8名	①1回 ②12名	①1回 ②17名	①なし ②1回 ③4回	①1回 ②2回 ③2回	A	仕事と生活の両方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組を実施するとともに、面立支援制度等の効果的な周知を行う。	総務市民局
12203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、校長会等での研修や、女性教職員への働きかけを実施します。	3	公立学校管理職等候補者選考においては、校長会を通じて、管理職からの受験動向等の声かけを徹底する。	54人	55人	48人	52人	52人	A	今後も校長会等への働きかけを継続的に実施する。	教育委員会
12204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現します。	4	業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現すること、性別を問わない管理職登用を推進する。	校長職 18.2% 教頭職等 26.2%	校長職 20.9% 教頭職等 27.1%	校長職 24.1% 教頭職等 27.3%	校長職 24.7% 教頭職等 26.1%	校長職 26.9% 教頭職等 27.2%	A	在職等時間の正確な把握や、通信等における業務改善の取組みの好事例共有などを通じて、働きやすい職場づくりの促進等を行うとともに、性別にとらわれない能力主義による管理職への積極的登用を行う。	教育委員会

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援
具体的政策 (1) 女性の再就職・キャリアアップ支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度	
21101	「ウーマンワークアフェア九州」を関係機関と連携しながら運営し、女性の就業・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援します。	1	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークアフェア九州」を運営する。	・平成28年5月「ウーマンワークアフェア九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、子育て女性就職支援センター(県)、保育士・保育所支援センター、ひびり親就業支援・保育サポーターセンター等(市)が緊密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①14,332人 ②3,030人 ③891人	①8,975人 ②1,983人 ③579人	①8,840人 ②1,797人 ③490人	①8,172人 ②1,904人 ③617人	①8,023人 ②1,786人 ③824人	A	産業経済局	
21102	働く女性や女性管理職等に対し、スキルアップやキャリア形成及び再就職を支援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。(再掲)	2-1 2-2	No.11201-1の再掲 No.11201-2の再掲	No.11201-1の再掲 No.11201-2の再掲							総務市民局 産業経済局	
21103	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	3	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を広げるため再就職及び資格取得講座を開催する。	再就職支援講座・資格取得講座 ①講座参加延べ人数 ②講座参加者数 ③講座参加者数 ④講座参加者数 ⑤講座参加者数 ⑥講座参加者数 ⑦講座参加者数 ⑧講座参加者数 ⑨講座参加者数 ⑩講座参加者数	①3講座 741人 ②5講座 2,456人 ③21講座 1,904人	①3講座 454人 ②5講座 830人 ③8講座 807人	①3講座 731人 ② - ③ -	①3講座 512人 ② - ③ -	①3講座 390人 ② - ③ -	A	総務市民局	
21104	働く意欲と行動を喚起するため、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	4	未就業女性の就業への意識啓発、行動喚起のための再就職支援セミナーの実施や、子育てイベント等に参加し、就業の周知・啓発を行う。	参加延べ人数 ①(R2)子育て女性向け再就職支援セミナー ②(R3)子育て女性向け支援事業 ③女性向け「はたらき」応援フェスタ(国県市連携主催)	①32人 ②256人	①55人 ②183人	①44名 ②302名	①152人 ② -	①151人 ② -	A	産業経済局	
21105	再就職を目指す人のために、カウンセリングや求人情報の提供等を総合的に実施します。	5	市内の求職者等を対象に、適正診断や進路アドバイザー等を行うカウンセリング、再就職のために必要な能力開発講座、さらに民間職業協会等の職業紹介機能を活用した等の就業支援を総合的に実施する。	①カウンセリング延利用者数 ②就職支援者数	①327人 男性:194人 女性:133人 ②121人 男性:64人 女性:57人	①1,261人 男性:836人 女性:425人 ②270人 男性:165人 女性:105人	①1,585人 男性:1,001人 女性:584人 ②329人 男性:169人 女性:160人	①2,005人 男性:1,132人 女性:873人 ②310人 男性:157人 女性:149人	①2,455人 男性:1,347人 女性:1,108人 ②318人 男性:157人 女性:161人	A	産業経済局	
21106	保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人に対して、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	6	保育士等就職支援事業(保育士の資格もしくは看護師等の免許を持つ現職保育士)の開催、待機児童の解消を図るため、保育士等を対象とした保育施設への再就職に繋げるための研修会を実施する。	保育士等就職支援説明会	4回	2回	4回	4回	4回	A	子ども家庭局	
21107	保育士資格取得予定者等を対象に、保育士等就職支援事業を実施します。	7	保育士等就職支援事業(保育士資格取得見込の学生等を対象とした就職説明会)を開催し、待機児童の解消を図るため、保育士等の人材確保に取り組む。	保育士等就職支援説明会	4回	7回	7回	5回	5回	A	子ども家庭局	
			今後の取組(課題や見直し)									

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援
 具体的政策 (2) 女性起業家等の育成・支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
21201	女性の多様な働き方を支援するため、起業前から創業間もない時期にある女性を対象に起業に関するセミナーや先輩起業家との交流会を開催します。	1	創業前から創業間もない時期にある女性を対象にセミナーや先輩起業家との交流会を開催する。	①291人 ②50人	①217人 ②50人	③186名	③91名	③218名	A	令和6年度は多様な働き方支援事業を実施し、長期的なキャリア形成に必要な知識が得られるエントリー講座の受講を通して、自分自身のキャリアの方向性を定め、それに合った在宅ワーク、起業などの各コースを選り、多様な働き方の具体的なノウハウを提供する。	産業経済局
21202	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	2	情報通信機能を備えたオフィスとして、ベンチャー企業の創出・育成を主な目的として設置された「北九州テレワークセンター」の管理運営を行う(指定管理業務)。当該施設にインキュベーションスペースを配置し、入居企業の育成支援を実施する。	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	B	創業全般に関わる総合相談窓口を設置し、各支援機関と連携しながら、入居企業及び来館者(創業相談)への支援を実施する。	産業経済局
21203	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	3	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催する。	①41回 ②82人 (うち女性17人)	①81回 ②159人 (うち女性45人)	①16回 ②81人 (うち女性22人)	①19回 ②133人 (うち女性49人)	①18回 ②126人 (うち女性72人)	B	他の創業支援機関と連携を図り、創業の準備段階から新規開業、安定成長に至るまで一貫した支援を行う。今後もPR強化を図るとともに、オンラインセミナーの継続的な企画など、受講しやすいついセミナーを実施するもの。	産業経済局
21204	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。	4	開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な資金を融資し、中小企業の事業立上げから事業拡大期までの資金繰りを支援する。	①208件 (うち女性34件) ②180件 (うち女性29件) ③690,841千円(うち女性89,390千円)	①206件 (うち女性54件) ②167件 (うち女性38件) ③822,640千円(うち女性131,300千円)	①282件 (うち女性69件) ②224件 (うち女性57件) ③1,027,340千円(うち女性163,900千円)	①388件 (うち女性97件) ②268件 (うち女性61件) ③1,149,535千円(うち女性200,600千円)	①442件 (うち女性129件) ②344件 (うち女性90件) ③1,372,283千円(うち女性308,056千円)	B	女性の創業資金については融資申込件数・貸出実績・貸入金額いずれも前年度と比較してプラスとなっている。取組に関しての問い合わせも多く、引き続き創業支援資金制度の適切な運用を行っていく。	産業経済局
21205	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改装費の一部を補助します。	5	・商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助する。(開業支援事業、店舗運営事業) ・商店街・市場の組合が空き店舗をコミュニティ施設に活用する場合には賃借料の一部を補助する。(コミュニティ支援事業)	①10件(うち新規7件) ②8件(うち新規8件) ③0件 ④1件	①19件(うち新規12件) ②20件(うち新規20件) ③0件 ④1件	①20件(うち新規10件) ②21件(うち新規21件) ③0件 ④1件	①25件(うち新規14件) ②12件(うち新規12件) ③0件 ④1件	A	補助金の活用件数は高水準で推移しており、商店街での開業において重要な役割を果たしている。今後は、限られた予算の中でより効果的に事業を推進するため、補助制度の見直しを検討する。	産業経済局	
21206	農林水産分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	6	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農参加の機会を確保し、共同経営者となることを促すため、家族経営協定の締結促進を促す。	52件	63件	63件	62件	62件	B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、担い手の確保につなげていく。	産業経済局

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (3) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
21301	「ウーマンワークカオエ北九州」等の女性の就業に関する相談を実施します。	1-1	女性の人生設計の相談にキャリアコンサルタントが応じる。	相談件数 ①電話相談 ②面接相談	①91件 ②67件	①90件 ②53件	①118件 ②40件	①125件 ②62件	①130件 ②56件	A	昨年と同様、再就職の相談が多く寄せられた。今後も引き続きキャリアコンサルタントによる相談及び支援を行う。	総務市民局
		1-2	No.211101の再掲	No.211101の再掲								
21302	「若者ワークプラザ」で、就業に関する相談や職業紹介等を行う。若年者の就業の促進に取り組む。	2	「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組む。	①利用者数 ②カウンセリング延べ利用件数 ③セミナー等受講者数 ④就職決定者数	①14,575人 ②11,486件 ③1,256人 ④1,200人	①9,888人 ②11,049件 ③358人 ④776人	①11,541人 ②12,218件 ③36人 ④931人	①9,900人 ②10,848人 ③805人 ④934人	①9,284人 ②10,586人 ③942人 ④935人	A	引き続き、就業相談、各種就業関連情報の提供、セミナー及び職場体験、職業紹介等の実施による就業支援を行う。	産業経済局
21303	「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談を実施します。	3	子育てや就労をはじめ、男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権侵害等の相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。臨床心理士やキャリアコンサルタント、男性相談員を配置して、それぞれの専門的立場からも相談に応じる。	①こども生き方の一般相談 ②性別による人権侵害相談 ③女性のための元氣アップ相談 ④男性電話相談 ⑤弁護士による無料法律相談	①1,865件 ②102件 ③158件 ④89件 ⑤90件	①2,032件 ②84件 ③143件 ④72件 ⑤84件	①3,083件 ②140件 ③158件 ④78件 ⑤87件	①3,596件 ②189件 ③187件 ④96件 ⑤157件	①3,446件 ②90件 ③186件 ④126件 ⑤127件	A	R5年度の相談総件数は前年度並みで推移、急増していたDVに関する相談も横ばい状態であった。相談内容では、家庭や職場の人間関係に関する悩みが多く寄せられた。今後も引き続き多様な相談事業を効果的に実施する。	総務市民局
21304	国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	4-1	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶセミナー等を実施する。	就職セミナーの実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①3回 107人 ②0回 ③1回 10人	①1回 3人 ②0回 ③0回	①1回 3人 ②- ③-	①1回 10人 ②- ③-	①1回 3人 ②- ③-	B	①介護事務受講者向けに県との共催で実施している就職サポートセミナーは1回開催できた。今後も引き続き関係機関と連携し、ニーズに合わせた事業を行い、就業支援につなげていく。 ②レディスもじ及びレディスやはたは令和3年3月で閉鎖となり、生涯学習センター分館となったため、該当事業は終了となった。	総務市民局
		4-2	①労働相談 ②職場のハワハラ・セクハラ相談会 ③労働トラブル相談会 ④解雇・雇止め集中相談会	①回数 ②相談者数 ③相談件数 ④相談者数	①48回 ②24人 ③10人 ④23人	①36回 ②13人 ③1人 ④15人	①48回 ②10人 ③1人 ④13人	①48回 ②12人 ③1人 ④11人	①16回 ②16人 ③1人 ④23人	A	国や県と連携し、労働者から寄せられる労働条件やハワハラへの対応、解雇など、多岐にわたる相談に対応する。	産業経済局

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性の活躍の推進

具体的政策 (1) 女性の活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
22101	女性の活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同業への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。	1	各種セミナーや会社説明会等での企業への参加呼びかけや、HP、SNS、チラシなど各種広報媒体による同盟のPRを行う。さらに、加盟インセンティブの拡大等を行う。	北九州イクボス同盟のPRによる加盟企業数拡大	154社	181社	222社	286社	315社	A	経営者・管理職の意識改革を図るための研修会等を実施するとともに、企業の取組支援や人材確保支援の句口を図る。 また、「イクボス」や「北九州イクボス同盟」の認知度向上や企業PRの充実により、同盟の拡大を図る。	総務市民局
22102	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.111101の再掲	No.111101の再掲							総務市民局	
22103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	3	No.111103の再掲	No.111103の再掲							総務市民局	

柱 II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性活躍の推進
 具体的政策 (2) 企業における女性活躍の取組支援

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
22201	「北九州イクボス同盟」等において、企業内の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①2回 ②2回 ③2回	①12回 ②2回 ③1回	①19回 ②2回 ③1回	①15回 ②2回 ③1回	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図ると、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していく。	総務市民局	
22202	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング企業、女性の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護)等の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなどの、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	37回	19回	26回	27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れつつ、実施方法についての柔軟な対応が求められる。市内企業等の意見を集まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局	
22203	ダイバーシティに取り組んでいる企業の業務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有を行います。	3	ダイバーシティに関心を持ち、取組を進めている企業(13社)とのネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進等にかかる取組を働きかける。	2回	1回	1回	1回	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務市民局	
22204	公共調達を通じて子育て支援、男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	4	市の業者登録や公共工事の入札(一部)に係る表彰企業へインセンティブを付与する。	物品等供給業者 351社 建設工事業者 457社	物品等供給業者 391社 建設工事業者 459社	物品等供給業者 404社 建設工事業者 530社	物品等供給業者 455社 建設工事業者 558社	A	評価対象業者数は一定数を維持しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考える。	技術監理局	
22205	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に取り組んでいる場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	5	工事の総合評価落札方式の評価項目の中で、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に關する項目を設定。さらに、平成29年度より、「女性技術者を配置」する場合には評価する項目を追加した。	44件	52件	56件	48件	53件	A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じて、見直し検討を図る。	技術監理局

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
 具体的政策 (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
31101	女性活躍や働き方改革を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同業への参加を呼びかけ北九州イクボス同盟の加盟企業数の拡大を図ります。(再掲)	1	No.22101の再掲	No.22101の再掲							総務市民局	
31102	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲	No.11101の再掲							総務市民局	
31103	「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や当事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。(再掲)	3	No.22201の再掲	No.22201の再掲							総務市民局	
31104	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	4	No.11103の再掲	No.11103の再掲							総務市民局	
31105	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。(再掲)	5-1	No.22202の再掲	No.22202の再掲							総務市民局	
31106	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された北九州女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進協議会において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)を中心に啓発事業を行います。	6	企業、働く人、市民、行政が一体となって取り組むため、「北九州女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、各構成員(北九州商工会議所、企業、NPO法人、PTA協議会等)がそれぞれ立場、または協議会で様々な取組を実施する。また、11月にワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施する。	①関連イベントの告知 ②北九州女性活躍・ワーク・ライフ・バランス表彰受賞企業等の取組の周知	①1回 ②4社・者	①1回 ②6社・者	①1回 ②5社	①1回 ②3社	①1回 ②4社	A	今後北九州女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進協議会を開催し、企業や地域の様々な活動を連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。	総務市民局
31107	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	7	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。	①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②2社	①0回 ②0回	①0回 ②3社	①0回 ②1社	①1回 ②2社	A	市役所においては、人事異動年数を考慮し、3年に1回の開催とするよう取り組んでいく。民間企業においては、コロナ禍は感染拡大の影響を考慮し積極的な実施の働きかけは行わなかったが、今後は感染症対策の工夫をした上での実施を呼びかける。	総務市民局
31108	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	8	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた中小企業の事業展開に必要な資金を融資する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①2件 ②2件 ③145,000千円	①10,000千円	①3件 ②2件 ③9,500千円	①11件 ②1件 ③3,000千円	①2件 ②2件 ③1,000千円	B	コロナ関連融資に資金需要が流れたこともあり、本融資の利用は2件にとどまっている。今後は、救済型のコロナ関連融資から企業再生型の融資に軸足をシフトしていくものと考えられ、長期的には利用は増加していくものと思われる。	産業経済局
31109	公共調達を通じた子育て支援、男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。(再掲)	9	No.22204の再掲	No.22204の再掲							技術監理局	

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
31110	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に進めている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。(再掲)	10	No.22205の再掲	No.22205の再掲							技術監理局

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

具体的政策 (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
31201	「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」に基づき、市役所職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、業務の効率化による生産性の向上、時間外勤務の削減、柔軟な働き方の実現等に取り組んでいます。	1	「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職場単位で、民間コンサルタントを活用したワーク・ライフ・バランス実現のための研修を実施する。	働き方見直し実践部署コンサルティングの実施	3部署(新規)	2部署(新規)	5部署(新規)	-	E	令和3年12月に策定した「北九州市DX推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進する。	デジタル市役所推進室
31202	管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、面立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	2	仕事と生活の両方を両立させた働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例と、子育てや介護と仕事の両立に関する情報を女性活躍・WLB応援サイトに掲載するなどして、面立支援制度等の周知を実施する。	①新任課長向けイクボス研修の実施 ②イクボス実践例の紹介 ③女性活躍・WLB応援サイトへの掲載	①1回 ②12名 ③実施	①1回 ②17名 ③実施	①1回 ②なし ③実施	①なし ②なし ③実施	A	仕事と生活の両方を両立させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施するとともに、面立支援制度等の効果的な周知を行う。	総務市民局
31203	男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	3	イクボスの推進や子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて育児参加しやすい職場風土の醸成を図り、男性職員の育児参加を促進する。	①パパ職員・イクボス面談実施に向けた説明会の実施 ②新任課長向けイクボス研修の実施 ③新任係長向けイクボス研修の実施	①6回 ②1回 ③3回	①6回 ②1回 ③4回	①5回 ②1回 ③4回	①なし ②1回 ③4回	A	仕事と生活の両方を両立させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施するとともに、面立支援制度等の効果的な周知を行う。	総務市民局
31204	多様で柔軟な働き方の実現を通して、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークの活用を推進します。	4	情報通信技術を活用した柔軟な働き方の整備を行うため、テレワークの試行実施等を実施する。	①職場単位でのテレワーク試行実施(～R3年度) ②各局へのモバイル端末配置および必要に応じた追加貸出(令和3年度～)	①11部署 ①13部署	①16部署 ①15部署	①13部署 ②1,500台で運用	②1,500台で運用	A	令和3年12月に策定した「北九州市DX推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進する。	総務市民局
31205	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	5	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施する。	①新規採用職員研修 ②新任係長向けイクボス研修 ③新任課長向けイクボス研修	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②2回 ③1回	A	職員が育児や介護等のライフスタイルの変化にに応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもって活躍できる職場を目指すため、今後も継続して職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。	総務市民局

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
 具体的政策 (3) 地域活動やボランティア等への参画促進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度
31301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	1	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	① 生涯学習市民講座参加者数 ② 生涯学習市民講座数	① 44,429人 ② 687講座	① 56,844人 ② 835講座	① 85,836人 ② 901講座	① 97,014人 ② 891講座	B	今後の取組(課題や見直し) 住民主体の地域づくりを推進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供していく。また、新しい生活様式に対応した学習機会を提供するため、オンラインの講座実施など、デジタル活用した取り組みを更に進める必要がある。	総務市民局
31302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	2	NPO・市民活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワーキングを行う。	① NPO市民講演会参加者数 ② NPO入門セミナー参加者数 ③ NPO活動発表会開催回数 ④ 税務相談開催回数 ⑤ 入門説明会開催回数	① 120名 ② 34名 ③ 39回 ④ 20回 ⑤ 10回	① 70名 ② 44名 ③ 31回 ④ 12回 ⑤ 11回	① 56名 ② 43名 ③ 11回 ④ 11回 ⑤ 24回	① なし ② 41名 ③ 11回 ④ 11回 ⑤ 24回	B	市民活動を促進する講座の充実や情報提供の充実を図っていく。	総務市民局
31303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢塾」を開催します。	3	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を生かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成する。	入塾者数	5人	4人	11人	10人	A	入塾者がコロナ禍を契機に大きく減少し、未だに戻らない。定員確保に向けた入塾生獲得の取り組みを強化していく。	保健福祉局
31304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大生校」における講座等を開催します。	4	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図る。 【実施状況】 ① 事業開始 周望学舎:昭和54年度、穴生学舎・平成6年度 ② 対象者 市内在住の60歳以上の市民 ③ 講座内容 各学舎15コース(一般コース11、実技コース4) ④ 定員 周望学舎:546人、穴生学舎:504人 ⑤ 受講料 年間24,000円	活動実績 ① 受講者数 ② 延利用者数	① 955人 ② 1,508人	① 849人 ② 2,512人	① 785人 ② 2,736人	① 775人 ② 2,296人	A	地域社会の活性化に資する高齢者の人材育成のための講座を取り入れる。また、各種広報媒体を活用して、年長者研修大生校の周知を行うことで、新規受講生の増加に努める。	保健福祉局
31305	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア、生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	5	① 高齢者の参加しやすいボランティア、生涯学習情報等の収集・提供 ② 福祉施設等に働きかけ、高齢者ボランティアの受け入れを促進 ③ 関係機関との連絡、調整 ④ いきがい活動ステーションの運営	活動実績 ① ボランティア等の募集情報 ② ステーション利用者数 ③ HP・Facebook利用者数 ④ マッチング露出件数 ⑤ マッチングを行った件数 ⑥ マッチングを行った件数 ⑦ 講座・サロン実施数 ⑧ 体験活動実施数	① 112件 ② 3,698人 ③ 19,655件 ④ 20件 ⑤ 87件 ⑥ 36件 ⑦ 50件 ⑧ 23件	① 180件 ② 2,438人 ③ 12,107件 ④ 40件 ⑤ 75件 ⑥ 17件 ⑦ 195件 ⑧ 3件	① 201件 ② 553人 ③ 30,055件 ④ 42件 ⑤ 92件 ⑥ 28件 ⑦ 195件 ⑧ 11件	① 196件 ② 6,687人 ③ 47,752件 ④ 43件 ⑤ 87件 ⑥ 25件 ⑦ 293件 ⑧ 7件	A	活動のマッチングを強化するとともに、主催イベントの実施等により幅広く当ステーションのPRに努めていく。	保健福祉局
31306	高齢者のボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	6	地域福祉の振興を図り、ボランティア活動に対する市民の理解と活動への参加促進を図ることを目的に、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、関係機関との連携による情報収集、発信等のボランティア活動支援を行う。	① ボランティア登録団体数 ② ボランティア登録人数 ③ ボランティアに関する相談件数	① 665団体 ② 22,858人 ③ 31,039件	① 537団体 ② 17,075人 ③ 25,089件	① 583団体 ② 18,320人 ③ 36,705件	① 616団体 ② 18,320人 ③ 35,986件	A	福祉教育事業の拡充や、若者の自立相談機関と連携したボランティア活動の支援に取り組む。引き続き、関係機関・団体との協働による情報提供やコーディネート等、より効果的な活動支援を図る。	保健福祉局
31307	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが付与し、貯まったポイントで換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	7	65歳以上の高齢者が特別養老ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが付与し、貯まったポイントで換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	① 介護支援ボランティア登録者数 ② 受入施設登録数	① 2,118人 ② 401件	① 2,005人 ② 397件	① 1,967人 ② 395件	① 1,909人 ② 398件	B	今後は事業に対する費用対効果を考慮しながら、事業の高度化に取り組む必要があるが、高齢者の社会参加、健康増進やしきがいづくりのほか、介護分野における就労的活動として、介護人材確保の一助にも位置づけ得ることを念頭に、更なる充実と努める。	保健福祉局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度
31308	小・中学校特別支援学級合同サポート大会「風船ハレーボール大会」の審判ボランティアとして風船ハレーボール普及やボランティアやまびこ」の年長者に参加してもらい、学校職員及び児童との交流を図る。	8	小学校特別支援学級合同サポート大会「風船ハレーボール大会」の審判ボランティアとして風船ハレーボール普及やまびこ」の年長者に参加してもらい、学校職員及び児童との交流を図る。	門司区 7名 八幡西区 19名 ※他区はボランティアなし。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止	門司区 2名 小倉南区 5名 戸畑区 7名	C	今後の取組(課題や見直し) 今後も各区分ごとに大会を企画し、ボランティア団体に協力を得て実施する予定であるが、ボランティア団体については、交通費もでないため厳しい現状との声があがっており、整理が必要となっている。	教育委員会

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度
32101	待機児童の解消を図るため、地域保育需要の推移を踏まえ、保育所の整備を実施します。	1	保育所入所児童数や地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じて待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域の民間保育所の新設及び老朽改築にあわせた定員増を行う。	①139人 ②2箇所 ③0箇所	①108人 ②4箇所 ③0箇所	①15人 ②1箇所 ③0箇所	①20人 ②2箇所 ③0箇所	①43人 ②2箇所 ③0箇所	A	今後の取組(課題や見直し) 「五気発進！子どもプラン(第3次計画)」に基づき、老朽改築に合わせ定員増を行うなど、地域の保育需要をふまえた整備を行う。	子ども家庭局
32102	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育や延長保育などの保育サービスを実施します。	2	①特別保育事業 保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や保護者のパート就労や冠婚葬祭等の理由により、一時的な保育所での保育、休日子どもを預かる保育などを実施する。 ②病児保育 病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットの配布やモデル各駅へのポスター掲示等の広報を行い、利用促進を図る。	①15,029人/年 ・578人/年 ・539人/年 ②2,084人/年 ①1,484人/年 ②12箇所	①13,554人/年 ・539人/年 ①1,484人/年 ②13箇所	①10,155人/年 ・542人/年 ①1,739人/年 ②13箇所	①8,394人/年 ・497人/年 ①1,866人/年 ②13箇所	①8,221人/年 ・456人/年 ①1,889人/年 ②13箇所	A	①特別保育事業 利用者の動向を踏まえながら事業を継続する。 ②病児保育事業 令和6年度中に、14箇所目の施設を整備する予定	子ども家庭局
32103	児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実を図ります。	3	市民ニーズに応えられる放課後児童クラブの運営内容を確保するため、運営団体に対する研修会の実施、開設時間の標準化の推進等により、運営体制の充実を図る。また、児童への対応を充実させるため、適切な支援員等の数を配置するとともに、研修の充実、支援員等相互の交流や情報交換、特別な配慮を要する児童などの対応を支援するための臨床心理士等の巡回派遣を行い、支援員等の資質向上を図る。	①12,575人 ②10ヶ所 ③延べ293回	①12,923人 ②10ヶ所 ③延べ324回	①11,672人 ②4ヶ所 ③延べ209回	①11,914人 ②6ヶ所 ③延べ221回	①12,420人 ②3ヶ所 ③延べ242回	A	放課後児童クラブの運営体制を充実させるため、施設整備やクラブによる自己評価を引き続き行う。また、児童への対応について、支援員等への研修内容の充実、臨床心理士等の巡回派遣による特別な配慮を要する児童への支援を行う。	子ども家庭局
32104	仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	4	仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施する。	(1)会員数 ①639人 ②184人 ③2,506人 ④3,329人 (2)活動件数 7,569件	(1)会員数 ①599人 ②184人 ③2,476人 ④3,259人 (2)活動件数 4,625件	(1)会員数 ①647人 ②164人 ③2,477人 ④3,288人 (2)活動件数 6,088件	(1)会員数 ①693人 ②158人 ③2,943人 ④3,394人 (2)活動件数 6,901件	(1)会員数 ①725人 ②156人 ③2,631人 ④3,512人 (2)活動件数 7,516件	A	子どもの預かりや送迎を行う相互援助活動をより利用しやすい仕組みとするため、報酬額及び利用料を改定する。また、民間と連携し預かり場所の拡大を図るとともに、送迎支援体制の強化に向けたモデル事業を実施する。	子ども家庭局
32105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	5	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営する。	24,377人	12,384人	16,149人	18,442人	25,822人	A	各ふれあいルームの安定した運営に努め、イベント等の実施により、さらなる利用者の拡大及びコンテンツ充実を目指す。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
32106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の活用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	6	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	81,681件	77,959件	81,486件	80,760件	79,752件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
32107	「子育て支援センター」があらま「れ」で、子どもを持つ親の子育てや就労、生活等についての相談に応じます。	7	①子育てに関する相談事業 ②育児講座の開催	①1,034件 ②10回	①1,507件 ②26回	①1,016件 ②29回	①1,046件 ②29回	①707件 ②25回	A	①市政だよりにだけでなくホームページや母子モ等のSNSの活用や子育て交流プラザ等へ出向き相談へと繋いでいく。	子ども家庭局	
32108	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	8	子育て中の人が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供を行い、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くよう取り組む。	①実施 ②58,752件	①実施 ②144,805件	①実施 ②119,523件	①実施 ②143,619件	①実施 ②124,987件	A	「子育てマップ北九州(HP)」は、より充実した情報提供を行えるよう、令和2年度にリニューアルを行って以降、アクセス数は増加しているが、情報量が多くなってきているため、今後は整理して必要がある。今後もより多くの方々に活用していただけるよう、「こそだて情報(冊子)」「および子育てマップ北九州(HP)」の内容充実を図る。	子ども家庭局	
32109	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えを、赤ちゃんの駅として登録し、子育てが安心して行えます。	9	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育てが安心して外出できる環境づくりを行う。	459施設	486施設	512施設	529施設	495施設	A	令和5年度に事業実施状況の調査を行い、事業終了している施設を削除したため、昨年度に比べ登録数は減っているが、引き続き本事業を適切に進めて行く。	子ども家庭局	
32110	家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図るために、「わらべの日」(子育て支援の日)事業を実施します。	10	中学生以下の子どもの連れられた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けられることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図る。 ※指定管理者の事業として実施する。	286施設	252施設	238施設	224施設	221施設	B	登録施設数の増加を図るため、店舗・企業の協力のもと実施する事業であり、いかにして協力を得るか、具体的な方策を検討する必要がある。引き続き、指定管理者と協議しながら施設等の方の拡大に努める。	子ども家庭局	

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
32201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	1	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。	母子・父子福祉センター利用者数	10,446人	9,059人	9,899人	10,245人	10,201人	A	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。	子ども家庭局
32202	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につながる能力開発のため、教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進します。	2	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につながる能力開発のため、教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進する。	受給者数	164人	172人	191人	183人	165人	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援教育訓練給付金事業を継続実施する。	子ども家庭局
32203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	3	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を推進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。	貸付件数	67件	34件	17件	32件	46件	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き貸付事業を継続実施する。	子ども家庭局
32204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	4	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	派遣件数	515件	301件	184件	225件	183件	A	令和4年度に比べ利用する人数が減少傾向にあるため、新規利用者確保に注力する必要がある。	子ども家庭局
32205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	5	市営住宅の定期募集において、一般募集枠(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に対し、住宅困窮者募集(点数選考)枠を確保することにより、一般世帯に比べ、優先的な入居の取扱いをする。	住宅困窮者募集の「母子・父子世帯」向け枠の確保 ①実績戸数 ②応募件数	①実施戸数 115戸 ②応募件数 320件	①実施戸数 170戸 ②応募件数 320件	①実施戸数 148戸 ②応募件数 239件	①実施戸数 132戸 ②応募件数 205件	①実施戸数 140戸 ②応募件数 203件	A	今後も継続的に、母子・父子世帯向けの募集戸数を確保していく。	都市整備局

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
32301	認知症に対する理解を深めるため、企業等の従業員に対して「認知症サポーター養成講座」を実施します。	1	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポーター養成講座の実施について積極的な働きかけを実施する。	認知症サポーター講座参加者数	6,904人	1,323人	1,776人	2,962人	4,199人	A	自治会等に加え、民間企業や子供・学生など幅広く、認知症サポーター養成講座の普及啓蒙に努め、より多様な認知症サポーターの養成に取り組む。	保健福祉局
32302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	2	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)を実施する。	①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①70,036人 ②211,522件	①32,601人 ②220,072件	①46,151人 ②219,949件	①49,948人 ②226,059件	①53,972人 ②221,996件	B	高齢者のための総合相談窓口である地域包括支援センターは、高齢者自身のことだけでなく、介護者の相談窓口でもあるが、このことが十分に周知されていない。介護への負担を感じている方や介護と仕事の両立に不安を抱える方に対し、情報提供を行い支援を行うには、地域包括支援センターの周知が必要不可欠であるが、介護者の年齢層は幅広いことから、効果的な周知方法を検討する必要がある。引き続き、子ども家庭局や産業経済局等の他局とも連携を図りながら、PR活動を強化し、早期に適切な支援につなげていく。併せて「まちかど介護相談室」(土・日・祝日対応している施設あり)のPRも行う。	保健福祉局
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-1	障害のある人のための在宅サービス「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「訪問入浴サービス」などを実施する。	①居宅系 ②移動支援 ③生活介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①2,022人/月 ②86,476時間/年 ③2,915人/月 ④880人/月 ⑤137人/月 ⑥23人/月	①1,948/月 ②60,641時間/年 ③2,817人/月 ④397人/月 ⑤90人/月 ⑥19人/月	①2,053人/月 ②64,021時間/年 ③2,988人/月 ④456人/月 ⑤101人/月 ⑥17人/月	①2,107人/月 ②62,874時間/年 ③2,960人/月 ④453人/月 ⑤123人/月 ⑥20人/月	①2,188人/月 ②68,721時間/年 ③2,982人/月 ④517人/月 ⑤157人/月 ⑥18人/月	B	①、③、④、⑥→順調にサービスが提供されているため、今後も適切なサービスの提供に努める。 ②→利用者へのニーズ把握や国の動向に注視して、事業の充実を図る。 ⑤→今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取り組みを行う。	保健福祉局
		3-2	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。	在宅サービス利用者数(実人数)・・・人/月	32,743人	32,834人	34,160人	34,738人	35,389人	B	介護が必要な人に訪問・通所等の在宅サービス・地域密着型サービスを提供できるよう、適正な運営に努める。	保健福祉局
		3-3	高齢者や障害者に対する家事支援として、企業や市民のボランティアが自宅に向いて、簡単な力仕事などを行う。	①ボランティア登録者数 ②申込件数 ③実施件数	①282人 ②29件 ③21件	①266人 ②17件 ③9件	①280人 ②32件 ③25件	①275人 ②50件 ③44件	①245人 ②48件 ③37件	B	関係機関との連携を通して、周知を積極的に行い、ボランティアと利用者の確保を図る。 また、多様化する地域のニーズ解決に向けた地域の生活支援力の向上に努める。	保健福祉局
		3-4	高齢者に対する介護支援などのサービスの充実を図る。	介護サービス従事者研修事業 ①開催回数 ②受講者数	①55回 ②1,974人	①32回 ②1,768人	①73回 ②1,399人	①44回 ②1,707人	①50回 ②1,621人	B	介護サービスの質の向上を図るため、研修の受講率やニーズ等を適切に把握し、より充実した事業となるよう検討を行っている。	保健福祉局
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-5	介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るための講座や研修会等を実施する。	介護・福祉用具に関する講座及び研修 ①開催回数 ②受講者数	①92回 ②1,274人	①64回 ②471人	①69回 ②528人	①99回 ②738人	①93回 ②1,008人	A	市民や専門職のニーズ等に沿った講座の企画及びより効果的な周知を実施していくとともに、福祉用具の活用や介護技術の普及を図っていく。	保健福祉局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		
32304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	4	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じて悩み事への相談対応、認知症等により見守りが必要な高齢者を介護する家族への支援のため、ボランティア等による訪問事業を実施する。	①美利用者数13人 ②延べ利用回数150回 ③開催回数5回 ④参加者数44人 ⑤開催回数6回 ⑥参加者数64人 ⑦相談件数196件	①美利用者数10人 ②延べ利用回数200回 ③開催回数5回 ④参加者数47人 ⑤開催回数3回 ⑥参加者数20人 ⑦相談件数196件	①美利用者数11人 ②延べ利用回数105回 ③開催回数4回 ④参加者数22人 ⑤開催回数3回 ⑥参加者数17人 ⑦相談件数224件	①美利用者数15人 ②延べ利用回数132回 ③開催回数6回 ④参加者数46人 ⑤開催回数3回 ⑥参加者数41人 ⑦相談件数298件	①美利用者数17人 ②延べ利用回数320回 ③開催回数4回 ④参加者数106人 ⑤相談件数424件	今後の取組(課題や見直し) R2年度に実施した「認知症に関する意識及び実態調査」における、認知症施策の認知度が低いことを踏まえ、広く市民への広報を行いながら、今後とも介護家族への支援を行っていく。 A	保健福祉局
32305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	5	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。	相談件数 24,387件	20,876件	15,847件	15,563件	11,210件	B	保健福祉局
32306	地域包括支援センターを中心に関民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族によってより身近な総合相談体制を構築します。	6	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件	①16,831件 ②42,950件 ③155,548件 ④15,329件	①17,914件 ②45,951件 ③152,177件 ④216,042件	①18,441件 ②47,316件 ③156,725件 ④222,482件	①17,804件 ②46,125件 ③47,316件 ④154,710件 ⑤222,482件 ⑥218,699件	B 複合的な問題(認知症、精神疾患、8050問題等が重なった状態)を扱っている場合は、相談が長期化する傾向にある。適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図るとともに、地域ケア会議や研修を充実させる。地域包括支援センター職員とのスキルアップを図る。また、引き続き「まちかど介護相談室」を活用し、土・日・祝日の相談体制を維持し、ヤングケアラーやダブルケア等の問題に対応する。	保健福祉局
32307	「高齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、高齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	7	センター内に併設の関連機関と連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズにワンストップで応じ、年金等に関するセミナーを実施する。	①2,916人 ②1,185人 ③638人	①9,085人 ②1,073人 ③411人	①9,792人 ②1,138人 ③575人	①8,644人 ②1,161人 ③563人	①8,125人 ②1,096人 ③939人	A 引き続き、高齢者就業支援センターとシニア・ハローワーク戸畑が連携し、現実的・効果的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。	産業経済局
32308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時・短期的な就業を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	8	高齢者に臨時・短期的な就業を提供している北九州市シルバー人材センター(H24.4.1公益社団法人化)を支援し、就業を通じた中高年齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。	④2,944人(男性) ①,895人(女性) ①,059人 ⑤184,154人	④2,766人(男性) ①,793人(女性) ①,973人 ⑤166,576人	④2,824人(男性) ①,872人(女性) ①,952人 ⑤162,869人	④2,863人(男性) ①,692人(女性) ①,969人 ⑤160,008人	①2,718人(男性) ①,692人(女性) ①,028人 ②153,522人	A 働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、センターへの支援を継続する。	産業経済局
32309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	9	就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場における就労の機会が得られるよう、国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で「北九州市障害者就業支援センター」を設置し、2つのセンターが北九州障害者しごとサポートセンターの名称のもと、北九州地区における就労支援の拠点として一体的に活動している。(平成19年開設。場所:戸畑区汐井1-6フェルとはば2階)	①9,280人 ②1,494人 ③94人 ④1,178人	①11,752人 ②1,778人 ③95人 ④1,013人	①13,796人 ②1,665人 ③97人 ④1,278人	①10,998人 ②204人 ③82人 ④1,624人	①10,451人 ②227人 ③83人 ④2,033人	A 令和4年度に引き続き、定着支援件数を増やすなどして力を入れ、就職後1年経過時点の定着率の向上につなげることであった。(R4:72.9%→R5:89.9%) また、就職件数については、R3年度以前の水準には届いていないが、企業と登録者のマッチングを丁寧に行っている中で、昨年度より11件増加することができた。今後も障害者しごとサポートセンターを拠点に、関係機関と連携し、就労定着率や就職件数などの向上を図るため、さらなる取組を進めていく。	保健福祉局

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

具体的政策 (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報啓発

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
41101	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、「男女共同参画フォーラム」の開催や「男女共同参画フォーラム」の開催などを実施します。	1	男女共同参画フォーラムの開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」の連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	①00回 ②0人	①25回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発活動を実施する。	総務市民局
41102	あらゆる分野において男女共同参画意識が浸透し、実感できる社会を目指して、男女共同参画に関する講座を実施します。	2	地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進する。	男女共同参画講座実施回数・参加者数 ①ムーブ(男女共同参画講座・おとこのライフ・キャリア形成)②レディスもじ(男女共同参画講演会・映画祭)③レディスやはた(ジェンダーワークショップ・記念講演会・映画祭)	①9回 1,411人 ②4講座 260人 ③11講座 376人	①10回 1,409人 ②3講座 124人 ③14講座 576人	①11回 1,874人 ②- ③-	①13回 1,529人 ②- ③-	①13回 1,529人 ②- ③-	A	①『様々な分野での女性の参画推進講座』では政治参画をテーマに開催。他の講座も含め、受講生のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。 ②③レディスもじ及びレディスやはたは令和3年3月で閉館となり、生涯学習センター分館となったため、該当事業は終了となった。	総務市民局
41103	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、男女共同参画に関する講座を実施します。	3	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座	①44,429人 ②687講座	①56,844人 ②835講座	①85,836人 ②901講座	①97,014人 ②891講座	B	住民主体の地域づくりを推進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供していく。また、新しい生活様式に対応した学習機会を提供するため、オンラインの講座実施など、デジタル活用した取り組みを更に進める必要がある。	総務市民局
41104	家庭などにおける男女共同参画意識の浸透を目指して、「家庭教育学級」において、男女共同参画に関する講座を実施します。	4	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの勉強方法、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。 子どもの健全な成長、人格の形成にとつて家庭教育は重要な意義を帯びており、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。 市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施。直営保育所は各保育所にて実施する。各園にて実施する。	家庭教育学級開設数	319箇所	140箇所	208箇所	243箇所	257箇所	B	市民センターが移り変わったこと、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。また、新しい生活様式に対応し、学びを止めないためにオンラインを活用するなど多様な家庭教育の提供を検討する必要がある。	総務市民局
41105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ番組、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。	5	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送する。	①放送期間 ②放送局 ③「女性の権利」を取り上げたラジオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤ラジオ集・CD、紙芝居DVDの制作と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥YouTubeに公開	令和元年10月21日から令和2年3月8日 CROSSF Mラジオ、KBCラジオ、オ・RKBラジオ ③3本のラジオ番組を各2回放送 ④4実施 ⑤5実施 ⑥6実施	令和2年11月2日から令和3年1月31日 CROSSF Mラジオ、ラジオ番組を各2回放送 ④4実施 ⑤5実施 ⑥6実施	令和3年11月1日から令和4年1月30日 CROSSF Mラジオ、ラジオ番組を各2回放送 ④4実施 ⑤5実施 ⑥6実施	令和4年11月1日から令和5年2月5日 CROSSF Mラジオ、ラジオ番組を各2回放送 ④4実施 ⑤5実施 ⑥6実施	令和5年11月1日から令和6年2月4日 CROSSF Mラジオ、ラジオ番組を各2回放送 ④4実施 ⑤5実施 ⑥6実施	A	ラジオ番組の制作にあたっては、今後、「女性の人権」等をテーマにしたラジオ番組を継続して採用していく。また、「明日への伝言板」特設ホームページにアーカイブ機能を設け、ラジオを公開するとともに、放送されたラジオ番組をYouTubeで配信し、啓発の推進を図る。	保健福祉局

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
41106	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題をとり上げるもの。 (なお、講座で取り扱う人権問題は、それぞれ地域の地域が抱える、暮らしの中の身近な問題を扱うなど、各センターの自主性を重んじているため、「女性の権利問題」に限定はできない。)	6	①人権市民講座 実施回数 (うち女性の権利を取り上げた回数) ②参加者数 ③PTA自主講座 実施回数 (うち女性の権利を取り上げた回数) ④参加者数	①299回 (81回) 13,930人 ②490回 (100回) 11,724人 ③17回 (0回) 226人	246回 (63回) 6,413人 ②197回 (30回) 1,540人 ③0回 (0回) 0人	①257回 (72回) 6,266人 ②241回 (59回) 6,044人 ③35回 (0回) 91人	①356回 (69回) 10,530人 ②337回 (64回) 5,857人 ③30回 (0回) 0人	①366回 (77回) 11,410人 ②327回 (64回) 6,578人 ③30回 (0回) 0人	コロナ等の影響により、PTA活動が継続できず、縮小・廃止となっているため、令和8年度より、②家庭教育学級、③PTA自主事業は廃止し、代わりに講座形式にとられず、来館者に対して身近な人権課題の話題提供を行うよう見直すこととした。	教育委員会
41107	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を、北九州ESD協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	7	①「ESDの10年」最終年に開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」への参加、九州ESDの提言を発信【H26】 ②北九州ESDアクションプランの策定【H27、R3】 ③新活動体制の整備【H28～】 ④市民センター館長等研修【H24～】 ⑤受講者数 ⑥まなびとESDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組み ⑦地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施【H28～】 ⑧企業向けESD研修の実施【H27～】 ⑨実施回数(参加人数) ⑩九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	①- ②- ③「北九州ESD7アクションプラン2021～2025」の策定検討会やワークショップ ④277名 ⑤実施回数(参加人数) ⑥74回 ⑦4回 ⑧開催回数 ⑨実施回数 ⑩実施回数(参加人数) ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	①- ②- ③「北九州ESD7アクションプラン2021～2025」の策定検討会やワークショップ ④277名 ⑤実施回数(参加人数) ⑥74回 ⑦4回 ⑧開催回数 ⑨実施回数 ⑩実施回数(参加人数) ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	①- ②- ③「北九州ESD7アクションプラン2021～2025」の策定検討会やワークショップ ④277名 ⑤実施回数(参加人数) ⑥74回 ⑦4回 ⑧開催回数 ⑨実施回数 ⑩実施回数(参加人数) ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	①- ②- ③「北九州ESD7アクションプラン2021～2025」の策定検討会やワークショップ ④277名 ⑤実施回数(参加人数) ⑥74回 ⑦4回 ⑧開催回数 ⑨実施回数 ⑩実施回数(参加人数) ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	①- ②- ③「北九州ESD7アクションプラン2021～2025」の策定検討会やワークショップ ④277名 ⑤実施回数(参加人数) ⑥74回 ⑦4回 ⑧開催回数 ⑨実施回数 ⑩実施回数(参加人数) ⑪九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイブリエク」の開催【H27～】	委員の意見を吸い上げ、くみ取りながら「会員が主体となる組織運営づくり」を行うことを目的として、令和5年度から新しい運営体制「合同委員会・活動委員会・未来創造委員会」を充足して、ESDの推進を図ってきた。今後も継続したい。 令和6年度は、「北九州ESDアクションプラン2021～2025」で定められているチーム活動推進事業や委員会による「出前講座」等を中心に、引き続き様々な主体との協働により、これまでの活動の更なる推進を図りたい。特に、ROEの実務者会議が当地域拠点の担当事業となつているため、全委員の協働により成功裏に導きたい。当協議会の活動拠点として入居してきた「北九州まなびとESDステーション」は、令和6年6月をもって退去することが決定しているため、現行の事務局での保有物品の整理、廃棄及び新拠点への移動を行わずに、現時点で確保しているスペースに、令和6年4月から臨時の事務局局長代行の体制となっているため、事務局員の採用も含めて早急に検討を進めたい。	環境局
41108	「男女共同参画センター」において、情報誌やホームページなど、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	8	①ホームページやフェイスブック、ホームページで施設情報や講座、事業等の最新情報を迅速かつ広範囲に配信する。	①184,913件 ②13,864件 ③- ④374人 ⑤3回	①222,185件 ②15,311件 ③- ④376人 ⑤3回	①208,364件 ②22,540件 ③6,593件 ④383人 ⑤3回	①221,671件 ②16,621件 ③22,220件 ④419人 ⑤3回	インスタグラムでは画像の投稿だけでなく、リアル動画やストーリー機能を活用したことで、従来からの課題であった若年層へのリーチが強化され、またリーチ数も増大した。ホームページについては、ユニバーサルデザイン対応などを行い、多様な人への情報提供に努めた。「ホームページ」内書誌情報コーナー「カティンクエッジ」では、書誌情報の提供を通して、ジェンダー問題解決のカギとなる最新の動きと成果を紹介する、という趣向で当初からの目標を達成し、選書および書誌の執筆を依頼した。これらに引き続き、青木玲子、赤瀬美穂(2024年2月発行)「女性と図書館」ジェンダー視点から見る過去・現在・未来」にて、全国の特色ある男女共同参画センターの図書館として、「カティンクエッジ」およびホームページ・情報誌が取り上げられ、ホームページ、ブック、インスタグラム、ホームページメールを活用して、ジェンダーの視点からの最新情報や講座情報等を広域に提供していく。	総務市民局	
41109	本市における男女共同参画や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	9	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	-	-	-	-	5年に一度の実施予定であり、次は令和9年度に行う。	総務市民局	
41110	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況や課題等を把握するため、報告書を作成します。	10	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書を作成し、公表する。	実施	実施	実施	実施	引き続き実施状況報告書の作成及び公表を行う。	総務市民局	

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進
 具体的政策 (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
41201	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する、「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	1	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」の連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	①0回 ②0人	①23回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発活動を実施する。	総務市民局
41202	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施します。	2	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施する。	地域における広報啓発事業 ①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,118人	①21回 ②783人	①29回 ②1,037人	①29回 ②1,037人	①23回 ②1,279人	A	引き続き、地域で活躍する団体と協力し広報啓発事業を行う。幅広い層の市民の参加を促すために効果的な事業広報を行う。	総務市民局
41203	「男女共同参画センター」のムーブフェスタで、市民が企画する男女共同参画に関する意識を高めるための活動を支援します。	3	働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援する市民企画事業を中心に、講演会、イベント等の事業を実施する。	①市民企画事業数 ②主催事業数 ③参加者数	①107事業 ②15事業 ③53,218人	※新型コロナウイルスのた め中止 ①103事業を準備 ②5事業を準備	①89事業 ②4事業 ③29,088人	①96事業 ②4事業 ③34,970人	①95事業 ②5事業 ③32,000人	A	市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援するイベントであり、例年多くの市民に好評の事業のため、今後も引き続き、幅広い市民の参加を促し、男女共同参画に関する意識を高めるための活動支援を行う。	総務市民局
41204	男女共同参画社会の形成やSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	4	【調査・研究事業】 ・KFAWアジアジェンダー研究者ネットワークセミナーの開催 ・研究誌『アジア女性研究』の発行 ・KFAW調査報告書の発行 ・『交流・研修事業』 ・アジア女性会議-北九州の実施 ・国際理解セミナーの実施 【情報収集・発信事業】 ・『Asian Breeze』の発行 ・ホームページ・フェイスブック等での情報発信 【国際研修事業】 ・JICA研修(行政官のためのジェンダー主流化政策)実施	①0回 (コロナの 為、延期) ②1回 36人 ③500部 ④3誌 ⑤1回 150人 ⑥5回 365人 ⑦2回 3,000部 英語 ⑧1,000部 ⑨403,075 件 ⑩2回 18人	①2回 80人 ②1回 164人 ③500部 ④2誌 ⑤1回 191人 ⑥1回 58人 ⑦2回 3,000部 英語 ⑧1,000部 ⑨895,781 件 ⑩2回 12人	①2回 69人 ②1回 180人 ③500部 ④1誌 ⑤1回 83人 ⑥3回 160人 ⑦2回 3,000部 英語 ⑧1,000部 ⑨596,351 件 ⑩3回 45人	①1回 70人 ②1回 51人 ③400部 ④1誌 ⑤2回 200部 ⑥1回 321人 ⑦3回 240人 ⑧4回 393人 ⑨2回 ウエア配 信 ⑩922,878 件 ⑪2回 15人	①1回 44人 ②1回 58人 ③400部 ④2誌 ⑤1回 249人 ⑥5回 240人 ⑦6回 393人 ⑧7回 ウエア配 信 ⑨158,538 件 ⑩2回 41人	A	【調査・研究事業】 客員研究員による調査研究を行うとともに、セミナー開催などを通じてKFAWアジアジェンダー研究者ネットワーク活動を充実させる。 【交流・研修事業】 アジアを中心に世界のジェンダー問題について、タイムリーなテーマで議論の場を提供するとともに、市民のSDGs(ジェンダー平等)に対する理解を促進するセミナーを開催する。 【情報収集・発信事業】 ホームページやウェブニュースレターを通じて、タイムリーなテーマでジェンダー情報の発信を行う。また、若い世代を効果的に取り込んでいくため、SNSを活用した情報発信を充実させる。 【国際研修事業】 JICA研修員として来日する、アジア地域および世界各国の行政官とSDGs達成やジェンダー主流化推進への共通課題や方策を市民と共にディスカッションする場を設ける。	総務市民局	

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的政策 (1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
42101	多様な働き方の実現のため、企業への出前セミナーを実施します。	1	これから女性活躍に取り組み、企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができていく環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー、講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	企業向け出前セミナー等への講師等派遣 37回	19回	30回	26回	27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れつつ、実施方法についての柔軟な対応が求められる。 市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局
42102	「男女共同参画センター」で男性に与えられた役割の意識を広く啓発するため、講演会などを実施します。	2	各種団体等からの依頼に応じ、テーマに沿った男女共同参画講座を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消等についての理解促進につなげる。	講師を派遣し、男女共同参画の推進を含めた講演等を実施回数、参加人数 7件 270人	3件 114人	3件 86人	11件 1,024人	①12件 ②287人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持しており、更に多くの人知ってもらうため、広報等に取り組む。	総務市民局
42103	「男女共同参画センター」で男性のための電話相談を実施します。	3	男性臨床心理士による男性のための電話相談を月に4回、各2時間開設し、生き方や家族、仕事についての悩みなどの相談に応じる。	電話相談件数 69件	72件	78件	96件	126件	A	男性の電話相談は増加傾向にある。男性に限定した相談事業は女性と比較し少ないことから、今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務市民局

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 2 男性にとつての男女共同参画の推進
 具体的政策 (2) 男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
42201	子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力体制づくりを支援する講座を実施します。	1	女性が様々なライフイベントを迎えながらキャリア形成を諦めることなく働き続けるために、会社や家庭における支援体制を構築すべく、仕事効率化に資するタイムマネジメントなどのスキルやテレワークなど新しい働き方に必要な知識を得るセミナーを実施し、女性活躍につながる働き方改革意識の醸成や男性の育児取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	1回 21人	1回 12人	1回 18人	1回 15人	0回 0人	E	21104の事業の中で実施	産業経済局
42202	男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促進する講座など、男性を対象とした講座を開催します。	2	固定的な男女の性別役割分担意識にとらわれず、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促進する講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催する。	①14講座 718人 ②開催せず ③2講座 124人	①9講座 232人 ②開催せず ③2講座 100人	①10講座 235人 ② - ③ -	①16講座 372人 ② - ③ -	①15講座 398人 ② - ③ -	A	①ほとんどの講座が定員以上の申込があり、好評である。今後も、受講生のアンケート結果を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業の実施に努める。 ②③レディスもじ及びレディスやはたは令和3年3月で閉館となり、生涯学習センター分館となったことから、令和3年度より従来のレディスで開催していた講座の一部をムーブの出前講座として実施した(実績は①に計上)。	総務市民局
42203	父親や祖父が子育てに関する基本的な知識や技能を取得できる講座を開催します。	3	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦健診体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①28回 ②1,063人	①22回 ②424人	①30回 ②534人	①34回 ②731人	①33回 ②1090人	A	格差社会化が進み育児環境が変化化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局
42204	出産・育児を夫婦が協力して取り組めるよう、「両親学級」を開催します。	4	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦健診体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①28回 ②1,063人	①22回 ②424人	①30回 ②534人	①34回 ②731人	①33回 ②1090人	A	格差社会化が進み育児環境が変化化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局
42205	「家庭教育学級」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	5	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。 子どもの健全な成長、人格の形成にとつて家庭教育は重要な意義を持つっており、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。市民センター立幼保育園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施する。直営保育所は各保育所で実施する。 私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施する。	319箇所	140箇所	208箇所	243箇所	257箇所	B	市民センターが核となり、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。また、新しい生活様式に対応し、学びを止めないためにオンラインを活用するなど多様な家庭教育の提供を検討する必要がある。	総務市民局
42206	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	6	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①124,765人 ②995講座	①44,429人 ②68講座	①56,844人 ②835講座	①85,836人 ②90講座	①97,014人 ②89講座	B	住民主体の地域づくりを推進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供していく。また、新しい生活様式に対応した学習機会を提供するため、オンラインの講座実施など、デジタル活用した取り組みを更に進める必要がある。	総務市民局

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進
 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
43101	若い世代が男女の固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	1	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	家庭科学習を通して、男女が協力して生活することの重要性、家庭生活での男女の望ましい役割分担について理解し、男女平等意識の養成を図るため、研修会等で指導を行う。 学校の諸活動において、男女平等意識に基づいた役割活動の指導を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	近年の教科書では「男女」という文言は使用されていない。「男女が協力する」「家族の一員として協力する」「男女の望ましい役割分担」「家族の一員としての望ましい役割分担」という表現がなされている。学校では男女混合名簿の使用や男女別のない役割分担が行われており、既に「男子」により役割分担を行うことはない。今後この方針で指導を行っていく。	教育委員会
43102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していきけるよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	2-1	次世代を担う子どもや若い世代が性別に関わらず個性と能力を発揮していきけるよう、小・中学生向け「レッツ」・中学生用「ひびき愛」の作成及び配布を行う。	①改訂 ②配布	①一部改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	令和3年度に副読本の全面改訂を行った。引き続き、小中学校に副読本の配布を行い、教育委員会と協力して学校での活用を図る。	総務市民局	
		2-2	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	副読本「レッツ」(小学校用)「ひびき愛」(中学校用)については、各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用の手引きを合わせて配布する。また、道徳科の授業でも取り扱うことができるよう年間指導計画にも位置付けられるようにする。	実施	実施	実施	実施	「新版 いのち」や「北九州子どもつながりプログラム」を特別活動や特別の教科・道徳等の年間指導計画に位置づけるように指導をしている。教職員研修については、「人権教育ハンドブック」教職員のためのLGBT(Q)の子どものための支援ハンドブック」等を活用し、性差や他者との差異にとらわれることなく、相手を大切にすることを指導を行うようになっている。	教育委員会	
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女混合化を推進します。	3	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	個別的人権課題である「女性性」等についても取り上げ教材化した人権教育教材集「新版 いのち」を各学校に配布し、活用する。(H27年度より「新版いのち」の活用率 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%)	活用率:100%	活用率:100%	活用率:100%	活用率:100%	人権教育教材集「新版いのち」の中に、個別的な人権課題「女性性」が、発達段階を考慮して体系的に位置づけられている。この人権教育教材集の積極的な活用を図るよう、今後も周知に努める。	教育委員会	

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進
 具体的政策 (2) 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度	
43201	女子中学生を対象に理工系の仕事や学問に興味をもってもらうための体験プログラム「リケ女部！」を実施します	1	女性の理工系分野への関心を高め、将来の進路選択の一つとなることを目的とした女子中学生向け理工系体験プログラム「リケ女部！」を実施する。	R1年度:「リケ女部！」参加企業数 R2年度:「リケ女部！」リーフレット掲載協力企業数 R3年度:多様な進路・職業選択応援リーフレット掲載協力企業数 R4年度:同様の取組を行う大学等を選択 ※内容は年度ごとに異なる	10社	4社	15社	3大学	3大学	A	今後の取組(課題や見直し) 新型コロナウイルス感染症の影響により「理工学チャレンジ」が実施できなくなったことから、令和4年度から同様の取組を行う大学等への支援に変更した。	総務市民局
43202	市内の大学生等を対象に、性別にとらわれず一人ひとりの能力を發揮できる生き方や働き方について考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を実施します。	2	大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と、自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなるプログラムを外部講師を招聘して実施する。	①実施回数 ②参加人数	①7回 ②1,164人	①8回 ②1,058人	①8回 ②1,411人	①9回 ②1,189人	①8回 ②979人	A	各講師によって、学部に合わせて内容を講義を行っており、満足度、理解度の評価も高い。令和5年度は、すべて対面での講義を実施した。今後も時代の変化にあつた内容を取り入れ、大学生のニーズに応じた講義を行っていききたい。	総務市民局
43203	早い段階からの職業観の醸成や各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベント「北九州ゆめみらいワーク」の開催や、高校生就職応援マガジン「Soda!」を作成・配布します。	3	①高校生就職応援マガジン「Soda!」作成及び配布 ②北九州ゆめみらいワークの開催	①作成部数 ②参加人数	①5,000部 ②7,504人	①5,000部 ②—	①5,000部 ②7,785人	①— ②7,554人	①— ②9,158人	B	①高校生就職応援マガジン「Soda!」は、令和2年度から発行している「業界MAP」と比較した場合、高校生向け、大学生向けとターゲット層は異なるものの、内容が重複する点が多い。事業の見直しを行い、北九州市内企業紹介サイト「高校生おしごとナビ」に内容を移している。 ②「ゆめみらいワーク」は、従来の中学高校生、教員向けのイベントだけでなく、保護者を対象とした地元企業アガダンス(仮称)を開催する予定である。	産業経済局
43204	性別にとらわれない職業観を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	4	若い頃からキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジングに対して、各々のライフステージに応じた広報・啓発、情報提供を行う。	実施状況(市内62校) ①職場体験学習 ②農業宿泊体験学習 ③実施率	(農村民泊体験も職場体験も含む) ①100% ②—	①コロナ禍のため調査未実施 ②農村民泊体験中止 ③—	①コロナ禍のため調査未実施 ②農村民泊体験中止 ③—	①コロナ禍のため調査未実施 ②農村民泊体験中止 ③—	(農村民泊体験も職場体験も含む) ①97% ②— ③—	B	・(学校側が)年度始めに通知を出して、取組の充実を図っている。 ・総合的な学習の時間等の研修会で取組の成果や課題を共有している。 ・課題は、職場体験先の確保することや職場体験の在り方について検討していくことである。(職場体験に行くだけでなく、企業の方がGTとして来校し、生徒が学び合う環境の設定 等)	教育委員会
43205	若年層の啓発パンフレットを作成し、出前講演などの際に配布します。	5	高校生・大学生等若年層向けに作成している啓発パンフレットを出前講演などの際に配布する。	若年層向けパンフレット「ワリかさん?」の配布 (R3~)	配布	配布	配布	配布	配布	B	出前講演のほか、引き続き市民の目に触れる場所に設置して広く配布する。	総務市民局
43206	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	6	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワークライフバランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。	①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②7社	①0回 ②0回	①0回 ②3社	①0回 ②1社	①1回 ②1社	A	市役所においては、人事異動年数を考慮し、3年に1回の開催とするよう取り組んでいく。 民間企業においては、コロナ禍は感染拡大の影響を考慮し積極的な実施の働きかけは行わなかったが、今後は感染症対策の工夫をした上での実施を呼びかける。	総務市民局

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
 具体的政策 (3) 子どもの健康教育・デートDVIに関する理解の促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
43301	デートDVI防止に取り組んでいる民間団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVIに関する理解を促進します。	1	デートDVI防止に取り組んでいる民間団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVIに関する理解を促進する。	①21回 ②3,340人	①13回 ②2,124人	①16回 ②2,410人	①15回 ②2,329人	①17回 ②2,607人	A	引き続き、団体と協力してデートDVI予防教室を実施し、若年層に対するデートDVI予防の広報啓発に努める。	総務市民局
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の心身の健康教育を推進します。	2-1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできる健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議する。また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施する。	①1回 ②132回	①1回 ②112回	①1回 ②135回	①1回 ②148回	①1回 ②139回	A	連携強化等のため思春期保健連絡会を開催した。連絡会等での意見を踏まえ、令和6年度は教育委員会と協議し、思春期健康教室の実施内容を全小学校4年生・特別支援学校を対象として実施する。今後は、教育委員会と思春期健康教室のあり方の見直しを図る。	子ども家庭局
		2-2	思春期保健連絡会に参加し、情報共有を行うとともに、性感染症についての知識の普及を図る。	①不参加 ②実施	①参加 ②実施	①参加 ②実施	①参加 ②実施	①参加 ②実施	A	思春期の子どもたちの現状や課題について、他機関と情報共有を行い、若い世代の方々にも関心を持ってもらえるようなエイズや性感染症の普及・啓発活動に活用する。	保健福祉局
43303	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	2-3	北九州市立小・中・特別支援学校に助産師を講師として派遣し、「生命の尊厳」に加え、児童生徒の発達段階に応じて、「思春期における心身の健康の築き」についてや「性感染症」等について学習する機会としてしている。	132回	112回	①1回 ②135回	①1回 ②148回	139回	A	連携強化等のため思春期保健連絡会を開催した。連絡会等での意見を踏まえ、令和6年度は教育委員会と協議し、思春期健康教室の実施内容を全小学校4年生・特別支援学校を対象として実施する。今後は、教育委員会と思春期健康教室のあり方の見直しを図る。	子ども家庭局
		2-4	思春期の児童生徒とその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	A	現代社会における性情報の氾濫をうけ、性情報への対応など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるように指導している。今後は、児童生徒を取り巻く状況を踏まえ、指導が実施できるような、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	教育委員会
43303	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	3	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付ける。幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情を十分に考慮するとともに、各教科との関連を図る。	100% 100%	100%	100%	100%	100%	A	今後も継続して、健康教育に関する年間指導計画を各学校において立案し、各教科との関連を図りながら、幼児児童生徒の実態や保護者・地域の実情に応じた指導の充実を図る。	教育委員会

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
43304	児童生徒がインターネットを通じて様々なトラブルに巻き込まれることを予防することを予防するため、啓発等に取組みます。	<p>事業・取組概要</p> <p>①非行防止教室の開催(初発型非行・薬物乱用防止・ネット被害防止)</p> <p>②啓発リーフレットの作成・配布</p> <p>③街頭ビジョンによる啓発CMの放送</p> <p>④春・夏・冬・冬の長期休暇期間中に、小倉北区市街地の街頭ビジョンで放映。</p>	<p>①実施回数</p> <p>小倉北区・小倉南区の全24校</p> <p>②配布(枚)</p> <p>小学校 31,480</p> <p>中学校 29,000</p> <p>特支学校 1,810</p> <p>③総放映回数</p> <p>夏季 1,440</p> <p>冬季 1,440</p> <p>春季 1,368</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症防止のため中止</p> <p>②配布(枚)</p> <p>小学校 31,540</p> <p>中学校 28,880</p> <p>特支学校 1,760</p> <p>③総放映回数</p> <p>夏季 1,254</p> <p>冬季 1,440</p> <p>春季 1,368</p>	<p>①青少年課として事業の実施なし(「非行防止教師教室」は学校から直接少年センター(児童少年課)等に依頼する方法に変更したため)</p> <p>②配布(枚)</p> <p>小学校 31,020</p> <p>中学校 25,700</p> <p>特支学校 1,780</p> <p>③総放映回数</p> <p>夏季 1,254</p> <p>冬季 660回</p> <p>春季 1,315回</p>	<p>①令和3年度より青少年課としての事業の実施なし</p> <p>②配布(枚)</p> <p>小学校 30,960</p> <p>中学校 28,520</p> <p>特支学校 1,520</p> <p>③総放映回数</p> <p>夏季 660回</p>	<p>①令和3年度より青少年課としての事業の実施なし</p> <p>②配布(枚)</p> <p>小学校 30,960</p> <p>中学校 28,520</p> <p>特支学校 1,520</p> <p>③総放映回数</p> <p>夏季 660回</p>	A	市内の小中学生へ中學生に対して、引き続きメディアリテラシーに関して啓発事業を実施する。	子ども家庭局	
		<p>事業・取組概要</p> <p>児童生徒がインターネットを通じて様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、インターネット上のサイト等における不適切な書き込みを把握するとともに、教員の対応力の向上を図る。また、リーフレットを作成し、保護者等への啓発に取り組む。</p>	<p>①実施回数</p> <p>小5 58.4%</p> <p>中2 67.0%</p>	<p>①実施回数</p> <p>小5 62.6%</p> <p>中2 59.0%</p>	<p>①実施回数</p> <p>小5 58.0%</p> <p>中2 59.3%</p>	<p>①実施回数</p> <p>小5 66.7%</p> <p>中2 62.1%</p>	A	引き続き、毎月児童生徒及び保護者に向けたネットトラブル防止の啓発チラシを作成し、全学校・園に配布していく。また、近年増加しているSNS内のトラブルを防止するために、関係機関とも連携しながら、児童生徒に向けた講演や、教職員に向けたネットリテラシーに関する研修等を今後も実施していく。	教育委員会		

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進
 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
44101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災協議会の女性委員の参画拡大を図ります。	1	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災協議会の女性委員の参画拡大を図る。	41.8%	42.6%	42.9%	46.6%	41.0%	A	引き続き、各機関・各団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。	危機管理室
44102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	2	福岡県女性防火クラブ連絡協議会が開催する各種研修会等への参加を促します。	研修会に参加	研修会に参加	研修会に参加	研修会に参加	研修会に参加	A	今後も継続して福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ積極的に参加し、女性の防火・防災リーダーの育成や活躍推進に取り組みます。	消防局
44103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	3	防災対策の推進にあたり、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。	84回	31回	25回	24回	27回	A	引き続き、出前講演等を通じて、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室
44104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	4-1	①熊本地域における避難所の状況や課題を精査し、「女性の視点」等も重視した「避難所運営マニュアル」の改訂 ②女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ③避難所運営に関する出前講演(HUG含む)	①— ②— ③—	①— ②— ③—	①— ②— ③—	①— ②— ③—	①— ②— ③—	A	引き続き、備蓄物資の充実強化等を通じ、地域住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室
		4-2	大雨等の災害時に通常の予定避難所を受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設(東部：子育てふれあい交流プラザ、西部：子どもの館)に「妊産婦・乳児避難所」を必要に応じて開設する。	避難所開設実績なし	開設1回	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	A	・危機管理室や区防災担当と連携する。 ・開設する基準や体制等については、適宜見直しを行う。
44105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	5	災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をします。	実施機会なし	システムによる情報収集実施	実施機会なし	システムによる情報収集実施	システムによる情報収集実施	B	引き続き、情報発信および情報収集に努める。	総務市民局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援
 具体的政策 (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51101	DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	1	DVやデートDV予防啓発カードを市民センターや区役所、市役所本庁舎等公共施設に設置する。また、出前講演や学校等の要望に応じてデートDV予防啓発リーフレットを配布する。さらに、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に運動してムーブ!啓発広場において「身体的暴力だけがDVではありません」のバネル展示を行う。	実施	実施	実施	一部実施	一部実施	B	予防啓発カードの設置、バネル展示やリーフレットの配布を引き続き実施する。なお、デートDV予防リーフレット・フォロワー・アップ講座は必要時の開催とする。	総務市民局	
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生・大学生等若年層に対するデートDV予防教室を実施します。	2	若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。	①21回 ②2,340人	①13回 ②2,124人	①16回 ②2,410人	①15回 ②2,329人	①17回 ②2,607人	A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務市民局	
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(1/12～1/25)に合わせて、期間中に様々な啓発活動を実施します。	3-1	①女性への暴力ゼロ特別講座 ②女性への暴力ゼロホットライン ③福岡県内男女共同参画センター共同DV防止キャンペーン	①25名 ②18件 ③実施	①30名 ②30件 ③実施	①33名 ②21件 ③実施	①26名 ②23件 ③実施	①168名 ②20件 ③実施	A	今後も、暴力を受けた被害女性が、早期に相談や支援につなげるよう、予防や加害者支援も含めた事業や周知を行う。	総務市民局	
		3-2	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、新聞やフリーペーパーなどで広報を行う。	①新聞 ②フリーペーパー ③インターネット広告	①4件 ②1件	①4件 ②1件	①4件 ②1件	-	E	広報については事業終了。今後は男女共同参画センター等の施設をライトアップし、PRを行う。	総務市民局	
51104	市政だより、市政テレビ、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の権利問題等に関する広報・啓発活動を行います。	3-3	毎年、内閣府の「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、福岡県弁護士会北九州部会と共催で、弁護士や相談室相談員、各区役所子ども家庭相談コーナー相談員等による電話相談(ホットライン)を実施している。 ①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談	①12件 ②4件 ③102件	①19件 ②11件 ③84件	①14件 ②7件 ③140件	①10件 ②13件 ③189件	①13件 ②7件 ③90件	A	女性への人権侵害や暴力被害に対して、専門的な相談対応が気軽にできる場を提供するため、引き続き、福岡県弁護士会北九州部会等と連携し、ホットラインを開催する。	総務市民局	
		4	市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の権利問題等に関する情報を発信した。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の権利問題等に関する情報を発信する。	市長公室	
51105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の権利問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	5	No.41105の再掲	No.41105の再掲	No.41105の再掲	No.41105の再掲	No.41105の再掲	No.41105の再掲			保健福祉局	
51106	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進します。	6	幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。	各種資料、教材を活用した人権学習 100%実施	各種資料、教材を活用した人権学習 100%実施	各種資料、教材を活用した人権学習 100%実施	各種資料、教材を活用した人権学習 100%実施	各種資料、教材を活用した人権学習 100%実施	A	児童生徒の人権意識高揚のため、創意工夫した人権学習の充実を目指し、今後も人権教育指導資料「あそぼう!人権教育教材集」(新版)のうち、「明日への伝言板」を活用するよう周知を継続する。	教育委員会	

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51107	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、保育所の職員、学校の教職員等に対して人権研修を実施します。	7-1	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加	①1回、90人 ②9研修、34人参加	①1回、50人 ②3研修、7人参加	①1回、48人 ②8研修、19人参加	①1回、49人 ②8研修、20人参加	①1回、48人 ②9研修、19人参加	A	①家庭支援保育所以外の保育所にも参加の呼びかけを検討し継続する。	子ども家庭局	
51108	民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者に対して、人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するための啓発を実施します。	7-2	保育所の職員及びひび学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施する。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	実績: 92.4%	実績: 100%	実績: 100%	実績: 100%	実績: 100%	教職員の人権意識高揚のため、「人権教育ハンドブック」や他の発刊物を活用した教職員研修を推進するよう、教育センターと連携を図り周知を行う。	教育委員会	
		8	年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施する。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図っている。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	①令和3年3月29日(月) ②133名 ③(1)高齢者虐待防止について(2)成年後見制度について(3)児童虐待防止について	①令和4年3月24日(木) ②133名 ③「ひきこもり」と「誰か」自殺対策について	①令和5年3月23日(木) ②133名 ③(1)人権文化のまちづくり「同和問題(部落差別)」について「誰か」自殺対策について	①令和6年3月21日(木) ②133名 ③(1)北九州市の防災について(2)「身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員について(3)「孤独・孤立対策について」	A	今後も様々な研修や会議を通じ、人権意識の高揚を図っていく。	保健福祉局
		8	年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施する。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図っている。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	①令和3年3月29日(月) ②133名 ③(1)高齢者虐待防止について(2)成年後見制度について(3)児童虐待防止について	①令和4年3月24日(木) ②133名 ③「ひきこもり」と「誰か」自殺対策について	①令和5年3月23日(木) ②133名 ③(1)人権文化のまちづくり「同和問題(部落差別)」について「誰か」自殺対策について	①令和6年3月21日(木) ②133名 ③(1)北九州市の防災について(2)「身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員について(3)「孤独・孤立対策について」	A	今後も様々な研修や会議を通じ、人権意識の高揚を図っていく。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	9	・生徒指導・学校支援ライインの区担当指導主事が、学校訪問による教室巡回することや、教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が、子どもの観察や地域・関係機関からの情報により、DV被害者の子どもを早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事、主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 ・担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②参加人権等研修数、参加人数	①1回、90人 ②研修、34人参加	①1回、50人 ②研修、7人参加	①1回、48人 ②研修、19人参加	①1回、49人 ②研修、20人参加	①1回、48人 ②研修、19人参加	A	①家庭支援保育所以外の保育所にも参加を呼びかけるかを検討し継続する。	子ども家庭局
		9-1		・生徒指導・学校支援ライインの区担当指導主事が、学校訪問による教室巡回することや、教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が、子どもの観察や地域・関係機関からの情報により、DV被害者の子どもを早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事、主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 ・担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。	適切な対応の実施	実施	実施	実施	実施	A	DV被害の早期発見に努めるためには、学校、教育委員会、各関係機関(子ども総合センター、各区子ども家庭相談コーナー、警察等)の情報共有を正確、かつ迅速に行い、連携を強化していく必要がある。DVのケースは増加しており、スピーディーに対応するための連携強化に努める。	教育委員会

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51201	配偶者暴力相談支援センターや各区子ども家庭相談コーナーで「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	1	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員を配置する。	統括指導員1名を継続配置	配置	配置	配置	配置	配置	A	統括指導員(スーパーバイザー)のスキルを向上させるとともに、各区子ども家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子ども家庭局
51202	区役所の子ども家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれ相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	2	各区役所に「子ども家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加。	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	A	各区の子ども家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局
51203	地域住居の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方、子どもなどの分野)で相談に対応し、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。	相談・支援件数	70,635件	55,395件	59,555件	61,012件	58,148件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	保健福祉局
51203	地域住居の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方、子どもなどの分野)で相談に対応し、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。	相談・支援件数	70,635件	55,395件	59,555件	61,012件	58,148件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	4-1	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応を行う。	3,639件	3,909件	5,157件	6,387件	7,602件	B	高齢者虐待に関しては、引き続き、統括支援センターが地域包括支援センターをバックアップし、弁護士、警察等の関係機関と連携しながら対応する。また、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申し立て」等を活用し、迅速かつ適切に対応する。	保健福祉局	
		4-2	No.32305の再掲	No.32305の再掲							保健福祉局	
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	5	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣	①63件 ②13件 ③5件 ④1,395件 ⑤195件 ⑥2回	①38件 ②10件 ③0件 ④1,201件 ⑤148件 ⑥2回	①44件 ②13件 ③3件 ④1,120件 ⑤191件 ⑥2回	①37件 ②15件 ③2件 ④1,140件 ⑤206件 ⑥2回	①54件 ②16件 ③0件 ④960件 ⑤170件 ⑥2回	B	外国人市民が生活する上での情報提供や相談に多言語で一元的に対応する窓口である「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に、行政書士会、弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療機関等を連携させること、外国人市民が暮らしやすい環境整備を行っている。令和5年度は、電話やメール、対面での対応を実施したほか、多面的かつ継続的な支援を必要とする相談に対しては、社会福祉士資格と外国人支援に関する知識、経験を持つ「多文化ソーシャルワーカー」が関係機関と連携し、相談者に寄り添った長期的なフォローを実施した。 今後も引き続き、きめ細やかな対応によって事業を推進していくとともに、令和6年度は、ワンストップインフォメーションのある八幡西区・小倉北区以外の区役所で、北九州国際交流協会の相談窓口を知ってもらうため、各区役所等でのオンライン相談を検討する。	政策局	
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	6-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談窓口を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス、支援へとつなげる。	5件	20件	14件	6件	5件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
		6-2	男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月4回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に対応している。	①89件 ②2件	①72件 ②0件	①78件 ②3件	①98件 ②0件	①126件 ②1件	A	男性に限定した相談窓口は女性と比較し少ないことから、今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務市民局	
51207	「配偶者暴力相談支援センター」「男女共同参画センター」、各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員や福岡県等主催の研修会の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	7-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談窓口を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス、支援へとつなげる。	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
		7-2	相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と実技を修得させる。 学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。	実施	実施(一部オンライン開催あり)	実施(一部オンライン開催あり)	実施(一部オンライン開催あり)	実施(一部オンライン開催あり)	A	今後も、相談員を研修会や連絡会議等に積極的に参加させ、専門的な知識の習得や関係機関との連携強化に努める。	総務市民局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	1	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	今後も事業を継続し、緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を確実に保護できるよう努める。	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子ども家庭に関するあらゆる相談窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	保護件数	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	3	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	今後も事業を継続し、緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を確実に保護できるよう努める。	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	4	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	今後も事業を継続し、緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を確実に保護できるよう努める。	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	5	DVシェルター(避難所)を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。	補助金交付	2ヶ所	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (4) DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の活用や関係機関等へつなぐ等を行い、それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。(再掲)	1	No.51202の再掲	No.51202の再掲								子ども家庭局
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	2	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みの際に際して、優先入居の取扱いを行います。	3	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅困難者募集(点数選考)において、優先入居の取扱いを行っている。	申込件数 9件 斡旋件数 6件	申込件数 15件 斡旋件数 13件	申込件数 7件 斡旋件数 6件	申込件数 9件 斡旋件数 7件	申込件数 14件 斡旋件数 10件		A	DV被害者への優先入居の取扱いは今後も継続して実施する。	都市整備局
51404	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	4-1	生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、子ども・家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようしている。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も実施していく	保健福祉局
		4-2	生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、活用できる他法他施策の紹介や、必要な世帯への生活保護の適用をする。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、必要な方への情報提供や助言を確実に行う	保健福祉局
51405	DV被害者やその子どもの支援について、各区保健福祉課、「子ども総合センター」、「保健福祉センター」等の関係機関と連携します。	4-3	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
		5	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	6-1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民基本台帳法の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	前年度同様に住民基本台帳事務処理要領に基づき、適切な事務処理及び管理を行う。	総務市民局		
		6-2	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後もDV被害者等の情報について厳重な管理に努める。	保健福祉局	
		6-3	介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理をする。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	個人情報情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	保健福祉局
		6-4	市税証明書発行業務等において、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となつているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。											
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	6-5	市営住宅の入居要件確認のために提出された住民票は、厳重に倉庫で保管する。また、総合窓口化に伴う新システム導入(平成22年7月導入)に合わせ、市営住宅管理システムでもDV被害者等の情報管理が可能となるシステム構築を行った結果、入居者情報と住基情報との連携によるDV被害者情報の一元化が可能となつた。システム画面上で全てが確認できることから、閲覧対象者を制限し、誰もが閲覧できないよう権限付与を厳格に行う。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も継続的な情報管理を実施し、システム上では閲覧対象者のアクセス権限付与を厳格に実施する。	都市整備局		
		6-6	選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、DV支援情報の提供を受けた場合の事務処理には遺漏の無いよう留意する。	行政委員会事務局	
51407	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手帳を行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	7-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれに相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
		7-2	DV被害者に関係する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も、DVに関する相談に、必要時、タイムリーな情報提供や助言を行う。	総務市民局	
51408	DV被害者が同伴する子どもが養育見守り命令の対象となつた場合学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	8	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局		
51409	関係機関の連携を図るため、警察、弁護士等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関係する情報共有を行います。	9	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれに相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局		

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
51410	関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	10	北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報共有し、緊密な連携を図る。	①福岡県DV対策連絡協議会 ②配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ③小倉北区役所DV関係機関連絡会議 ④八幡西区役所DV関係機関連絡会議 ⑤北九州市DV対策関係機関連絡会議	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も警察、婦人教護施設、子ども家庭局、各区役所子ども、家庭相談コーナーとの連携を強化する。	総務市民局
51411	DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	11	各区役所に「子ども、家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	各区の子ども、家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有を図る。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
51412	DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	12	各区役所に「子ども、家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	各区の子ども、家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有を図る。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
 具体的政策 (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
52101	「男女共同参画センター」で、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向けた啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	1	平成18年度に発行した「職場におけるセクシュアルハラスメント防止研修冊子」を改定し、平成29年3月に発行したハラスメント防止冊子「知らないって怖い!職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。	①7件 ②270人	①3件 ②114人	①3件 ②86人	①11件 ②1,024人	①12件 ②287人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持しており、更に多くの人々に知ってもらうため、広報等に取組む。	総務市民局
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するための、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	2	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て、介護等との両立の一環の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて、講義内容をカスタマイズして講師を派遣する「出前セミナー」やワークライフ・バランス推進のための各種支援、助成制度、就業規則に関する必要なアドバイス等を無料で行う「アドバイザー(社会労務士)派遣(1社4回まで)」を実施し、その中で、長時間労働の抑制や年休の取得促進、子育て制度を利用しやすく、妊産婦が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行う。	37回	19回	30回	26回	27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れた上、実施方法についての柔軟な対応が求められる。市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局
52103	「北九州イクボス同盟」を中心とし、企業等の経営者や管理職に対して、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	3	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①12回 ②2回	①9回 ②2回	①5回 ②2回	A	経営者・管理職の意識改革を図るための研修会等を実施するとともに、企業の取組支援や人材確保支援の旬日を図る。また、「イクボス」や「北九州イクボス同盟」の認知度向上や企業PRの充実により、同盟の拡大を図る。	総務市民局
52104	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報誌等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	4	No.41105の再掲								保健福祉局
52105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を念めた人権侵害に対する相談を実施します。	5	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアルハラスメント等の相談に対応する。	①1,865件 ②102件 ③38件 ④2件 ⑤3件	①2,032件 ②84件 ③33件 ④2件 ⑤0件	①3,083件 ②140件 ③5件 ④0件 ⑤9件	①3,596件 ②189件 ③11件 ④0件 ⑤10件	①3,446件 ②90件 ③7件 ④0件 ⑤6件	A	今後も相談を継続する。相談内容に応じて、ハラスメント関係の支援部署につなぐなどの対応を行う。	総務市民局
52106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」等を周知徹底し、各職場での研修を継続的に実行します。また、「ハラスメント防止要綱」等に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	6	職場におけるハラスメントの未然防止のため、「ハラスメント防止ハンドブック」やハラスメントに関する研修教材を用いて、各職場において研修を実施する。	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	A	「ハラスメント防止要綱」「ハラスメント防止ハンドブック」等の周知徹底を図り、各職場においてハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。	総務市民局
52107	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	7	各学校・園において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」等の研修資料を使用し、各種ハラスメント防止研修を実施する。また、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施する。	1回	1回	1回	1回	1回	A	ハラスメント防止研修の中でハラスメント相談体制を周知し、教職員に相談の仕組みを浸透させていくことで、相談しやすい環境をつくっていく。今後も、学校におけるハラスメント防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのハラスメント防止の意識向上を図るために、研修資料の内容を工夫していきながら、引き続き各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。	教育委員会

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

具体的政策 (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	1	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。	①5回 ②122名	①0回 ②0名	①0回 ②0名	①1回 ②20名	①4回 ②165名	A	継続して女性防犯セミナーを実施し、防犯意識の向上を図る。	総務市民局
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	2	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。		実施	実施	実施	実施	A	引き続き、関係機関と連携しながら当該センターの円滑な運営及び周知徹底を図る。	総務市民局
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会」を開設し、本市の犯罪被害者対策の総合的な推進を図ります。	3	犯罪被害者等支援庁内連絡会を開設し、本市の犯罪被害者対策の総合的な推進を図る。	未実施	実施 (R2.11.18)	実施 (R4.3.1)	実施 (R5.3.1)	実施 (R5.11.1)	A	今後も継続して会議を開催し、関係機関と情報共有を図る。	総務市民局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じて女性の健康支援

具体的政策 (1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	1-1	No.43302-1の再掲	No.43302-1の再掲							子ども家庭局	
		1-2	No.43302-2の再掲	No.43302-2の再掲							保健福祉局	
		1-3	No.43302-3の再掲	No.43302-3の再掲							子ども家庭局	
		1-4	No.43302-4の再掲	No.43302-4の再掲							教育委員会	
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	2	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催する。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの特長より、学校での健康教育を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行う。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図る。	「心の渾後～災害後の心理的被害の緩和のために今、できること～」	コロナ禍のため、保健主事講習会を当面開催とした	令和3年度はオンラインデマンド開催とした	令和4年度はオンラインデマンド開催とした	令和5年度は集合型で実施した。	A	令和5年度は集合型研修を実施し、令和6年度も同様に集合型で実施予定。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの観点より、学校での健康教育を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行う。	教育委員会	
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レットリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓蒙を行います。	3	WHO(世界保健機関)が12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓蒙や相談・検査体制の情報提供を行った。	①世界エイズデー(12月1日)レットリボンキャンペーンとして、関係各所でチラシ配布。バス車体に広告看板、モノレール広告掲示板にポスター設置。 ②ウェブ広告を実施 ③NPO法人アカーとの同性愛者向け啓発活動 ④市政だより、市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等 ④ハンフレット、チラシ、啓発資料(エイズ、性感染症について)作成・配布	①実施。 ②10/19 イベント等実施。 ③実施。 ④実施。	①実施。 ②10/24 イベント等実施。 ③実施。 ④実施。	①実施 ②10/23 イベント実施。 ③実施 ④実施	①実施 ②10/29 イベント実施 ③実施 ④実施	①実施 ②10/28 イベント実施 ③実施 ④実施	A	エイズ及び梅毒などの性感染症に関する正しい知識の普及、予防啓発及び検査の呼びかけを行うため、エイズデーに合わせて広報活動を継続して行っていく。	保健福祉局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じて女性の健康支援
 具体的政策 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53201	妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。 また、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高めるため、特に養育支援を必要とする家庭に、育児・家事援助を行います。	1	①妊娠・出産等に関する相談事業 ②養育支援訪問事業	①134件 ②17世帯	①139件 ②14世帯	①134件 ②14世帯	①145件 ②15世帯	①115件 ②17世帯	A	養育支援訪問事業は、令和6年度4月からヤングケアラー支援訪問事業と統合し、子育て世帯訪問支援事業を実施している。	子ども家庭局	
53202	妊娠・出産に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	2	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティーマナー等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	A	母子健康手帳の交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを実施する。	子ども家庭局	
53203	出産・育児、子どもの成長発達について、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。	3	市民センター等地域の身近な場所にて、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。	①134箇所 ②414回	①117箇所 ②135回	①129箇所 ②132回	①130箇所 ②202回	①130箇所 ②266回	A	今後もあらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局	
53204	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、「妊婦栄養教室」や「離乳食教室」等で情報提供や相談を実施します。	4	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学ぶ教室の開催及び相談を行う。	47回	21回	29回	41回	45回	A	今後も事業を継続する。あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局	
53205	産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。	5	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4カ月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。	①5,796件 ②897件	①5,474件 ②603件	①5,515件 ②550件	①5,261件 ②336件	①5,392件 ②289件	A	子育ての孤立化を防止、地域での見守り体制を構築していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。	子ども家庭局	
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。(妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査)	6-1	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。(妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査)	①96.7% ②96.4%	①96.8% ②100.4%	①99.2% ②93.9%	①98.4% ②94.3%	①99.0% ②89.7%	A	効果的効率的な健診受診勧奨や、電子母子手帳アプリを活用した事業周知とともに、健診結果に応じたタイムリーな支援を行う等、事業を推進する。	子ども家庭局	
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	7	産科連携体制を維持し、医師会が実施する。具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦健診時に行う病院・診療所群、④妊婦健診のみを行う病院・診療所群として役割分担する連携体制を構築、維持していく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産業医科大宮病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、UHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床医研修や周産期医療に関する研修(産婦人科医会を主催とする新生児臨床法の講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行う。	①71.6% ②68.4% ③93.7% ④76.4% ⑤13.4% ⑥97.7% ⑦27.0%	①73.6% ②72.5% ③95.4% ④91.1% ⑤14.5% ⑥97.3% ⑦29.3%	①75.8% ②73.5% ③95.8% ④91.7% ⑤13.9% ⑥97.0% ⑦34.0%	①75.3% ②67.9% ③96.2% ④94.3% ⑤20.0% ⑥65.9% ⑦38.4%	①77.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.0% ⑥65.9% ⑦集計中	A	1歳6か月児、3歳児健診健康診査の未受診者には受診勧奨ハガキを送付する等、引き続き受診率の増加に努める。	保健福祉局	
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	7	産科連携体制を維持し、医師会が実施する。具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦健診時に行う病院・診療所群、④妊婦健診のみを行う病院・診療所群として役割分担する連携体制を構築、維持していく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産業医科大宮病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、UHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床医研修や周産期医療に関する研修(産婦人科医会を主催とする新生児臨床法の講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行う。	①71.6% ②68.4% ③93.7% ④76.4% ⑤13.4% ⑥97.7% ⑦27.0%	①73.6% ②72.5% ③95.4% ④91.1% ⑤14.5% ⑥97.3% ⑦29.3%	①75.8% ②73.5% ③95.8% ④91.7% ⑤13.9% ⑥97.0% ⑦34.0%	①75.3% ②67.9% ③96.2% ④94.3% ⑤20.0% ⑥65.9% ⑦38.4%	①77.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.0% ⑥65.9% ⑦集計中	A	今後も引き続き周産期医療体制を維持するため、市医師会等関係者との連携を行うとともに、医師確保として一定の成果を上げていく事業への補助を実施する。	保健福祉局	

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53208	不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療の助成及び不妊に関する専門相談を実施します。	8	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。	①助成件数 ②不妊の専門相談件数	①実479件 延714件 ②76件	①実499件 延670件 ②66件	①実761件 延1,395件 ②557件	①実298件 延392件 ②57件	①一 ②53件	A	令和4年度4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、費用助成の制度は終了。不妊の専門相談窓口は引き続き実施する。	子ども家庭局
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	9	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受け入れを実施する。 市内の産科医療機関の美状に合わせてローリスク分娩も受け入れられる。 24時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要とする新生児に対しての専門的な医療を提供する。	①分娩件数 ②帝王切開率 ②母体・胎児集中治療室延患者数 ③新生児集中治療室延患者数	①450件 ②50.0% ③1,463人 ④2,476人	①351件 ②51.6% ③1,110人 ④1,988人	①429件 ②44.3% ③1,099人 ④2,031人	①398件 ②49% ③2,420人 ④1,167人	①340件 ②64.7% ③1,216人 ④2,479人	B	市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受け入れを実施する。 市内の産科医療機関の美状に合わせてローリスク分娩も受け入れられる。 24時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要とする新生児に対しての専門的な医療を提供する。	保健福祉局

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じて女性の健康支援

具体的政策 (3) 生涯を通じて女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53301	「男女共同参画センター」で更年期など女性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	1	心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(リプロ講座・三館連携) 241人 ②レディス(セミナー・三館連携) 635人 ③レディスやはた(セミナー・三館連携)	①3講座 162人 ②2講座 198人 ③6講座 635人	①2講座 71人 ②5講座 241人 ③3講座 43人	①5講座 186人 ② - ③ -	①5講座 201人 ② - ③ -	①5講座 274人 ② - ③ -	A	①「いまだきママのリプロシジュ講座」に産前産後ケアやリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講義などを取り入れ、生涯を通じて女性の健康支援講座として実施。他に、3方などの健康講座、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、満足度は高い水準を維持している。今後も引き続き、女性の心と身体の健康維持を推進し、進捗がよいような知識・技術の習得の機会を提供する。 ②③レディスもじびレディスやはたは令和3年3月で閉館となり、生涯学習センター分館となったため、該当事業は終了となった。	総務市民局
53302	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見・早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	2	各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を推進する。	■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) 3814人 ②乳がん検診(40歳以上) 300人 ③基本(若者)健診 300人 その他各種がん検診 300人 ■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) 3814人 ②乳がん検診(40歳以上) 300人 ③基本(若者)健診 300人 その他各種がん検診 300人 ■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) 3814人 ②乳がん検診(40歳以上) 300人 ③基本(若者)健診 300人 その他各種がん検診 300人	■実施検診受診者数 ①25,369人 ②14,265人 ③1,013人 その他各種がん検診 300人	■実施検診受診者数 ①23,789人 ②11,321人 ③814人 その他各種がん検診 300人	■実施検診受診者数 ①25,711人 ②14,125人 ③1,057人 その他各種がん検診 300人	■実施検診受診者数 ①25,994人 ②14,585人 ③1,382人 その他各種がん検診 300人	■実施検診受診者数 ①25,112人 ②14,585人 ③1,382人 その他各種がん検診 300人	B	電話・インターネットによる集団検診予約、無料クーポン配布による受診機会の確保や、市販より及び予ラシなどによる広報を行った。引き続き、受診率向上や未受診者の掘り起こしに向け、効果的な広報について取り組んでいく。	保健福祉局

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
53303 生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-1		介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、講演会や相談会等の開催および介護予防教室を実施する。	①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①333件 ②396回 ③7,541件	①336回 ②3,682件	①449件 ②339回 ③7210件	①81回 ②395回 ③3,303件	①85回 ②896回 ③3,303件	B	今後も継続して実施することで、介護予防に取り組みきっかけ(フレイル予防の啓発)や機会を提供する。また、介護予防や健康づくりへの関心が低い方にも情報が届くよう、ほかの事業や地域と連携しながら引き続き情報発信に努める。	保健福祉局
				①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	①1,912回 ②14,933人	①1,389回 ②7,129人	①1,307回 ②4,898人	①1,387回 ②8,066人	①1,375回 ②9,969人	A	肥満、高血圧、オーラルヘルスなどの健康課題に対し、地域でGO!GO!健康づくりを基盤とした健康学習を実施し、リテラシーの向上を図る。	保健福祉局
	3-2		40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び意識せり等の介護を要する状態となることへの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資することを目的とした年報以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。	①食生活相談 ②生活習慣病予防などの食事について、自由に相談できる場として各区役所にて個別相談を開催する。 ③健康講座 ④生活習慣病予防を目的に、食塩摂取の現状や減塩の方法について学ぶ講演会を各市民センターにて開催する。(R2～:講習会方式または個別説明方式にて実施)	①99回、165人 ②講習会:82回、946人 ③個別説明:199回、199人	①90回、212人 ②120回、3950人	①47回、57人 ②講習会:68回、710人	①43回、94人 ②講習会:90回、1,355人	①54回、77人 ②90回、1,357人	A	生活習慣病予防の食生活の重要性についての普及啓発、行動変容促進に努める。地域に根差した事業展開により、食を通じた健康づくりの推進を効果的に進める。	保健福祉局
				3-3		①65歳以上を対象に、「食べること」を通じて低栄養状態を予防するための、講話や個別相談、実習形式の講座を開催し、正しい知識と技術の普及啓発を図る。 ②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。	①37回、127人 ②2,676人 ③963人 ④5,924人 ⑤3,17回、4,689人 ⑥19回、412人 ⑦309人、2,006人 ⑧43校区、264人	①63回、2,676人 ②195回、5,924人 ③95回、3,17回、4,689人 ④19回、412人 ⑤2,006人、43校区、264人	①43回、145人 ②78回、2,966人 ③17回、1,597人 ④30回、328人 ⑤14回、1,944人 ⑥20回、566人 ⑦44校区、264人	①83回、211人 ②138回、3,785人 ③60回、5,724人 ④8回、1,944人 ⑤20回、566人 ⑥44校区、264人	①119回、576人 ②169回、3,785人 ③90回、5,724人 ④8回、1,944人 ⑤20回、566人 ⑥44校区、264人	B
	3-4		40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるために、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要となる助言、指導を実施する。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①2,885回 ②5,407人	①3,371回 ②5,891人	①3,920回 ②8,311人	①4,326回 ②11,923人	A	市民センター等の身近な場所で開催の健康相談の実施を継続する。特に、高血圧、肥満、女性の健康について重点課題として健康相談を実施する。	保健福祉局	
	3-5		市民センターを拠点として、市民が主体となった地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業をまちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により実施する。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①16回 ②948人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人 ⑦737人	①16回 ②948人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人 ⑦737人	①16回 ②948人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人 ⑦737人	①16回 ②948人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人 ⑦737人	B	高齢者の口腔機能低下を防ぎ、フレイル予防につなげるため、引き続き専門職による健康相談・健康教育を実施していく。	保健福祉局	
	3-6		生涯を通じた健康づくりのために、専門職による健康相談の実施や健康学習の支援、運動器・口腔機能等の向上の取組をする。65歳以上を対象とする。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①33.5% ②18.9%	①34.2% ②25.4%	①34.2% ②19.3%	①35.2% ②20.2%	①集計中 ②集計中	A	特定健診受診率は新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下したものの徐々に増加しているが、最も受診率も同様である。特に受診率の低い若い世代への受診勧奨を進める。また特定保健指導実施率については、ITの活用等を通して実施率の向上を図る。 ※実施内容①②については令和6年11月ご確認	保健福祉局
	3-7		・受診促進の取組 ・受診後の適切なフォロー体制の充実	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①33.5% ②18.9%	①34.2% ②25.4%	①34.2% ②19.3%	①35.2% ②20.2%	①集計中 ②集計中	A		保健福祉局

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理解促進	①無料入国・在留・国籍手続相談会の開催(県行政書士会との共催) ②無料法律相談会の開催(県弁護士会北九州部会との共催) ③無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:小倉北区役所ムジナイ、小倉北区役所(通訳件数) ⑥外国人支援関係機関連絡会の開催 ⑦国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑧国際理解教育講座 外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センターに派遣	①63件 ②13件 ③8件 ④1,395件 ⑤195件 ⑥2回 ⑦10件 ⑧実施	①38件 ②10件 ③30件 ④1,201件 ⑤148件 ⑥2回 ⑦4件 ⑧実施	①44件 ②13件 ③3件 ④1,120件 ⑤191件 ⑥2回 ⑦3件 ⑧実施	①37件 ②15件 ③2件 ④1,140件 ⑤206件 ⑥2回 ⑦5回 ⑧実施	①54件 ②16件 ③0件 ④960件 ⑤170件 ⑥2回 ⑦5件 ⑧実施	外国人市民が生活する上での情報提供や相談に多言語で一元的に対応する窓口である「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に、行政書士会、弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療通訳等を実施することで、外国人市民が暮らしやすい環境整備を行っている。令和5年度は、電話やメール、対応での対応を実施したほか、多面的かつ継続的な支援を必要とする相談に対しては、社会福祉士の資格と外国人支援に関する知識・経験を持つ、多文化ソーシャルワーカーが関係機関と連携し、相談者に寄り添った長期的なフォローを実施した。 今後も引き続き、きめ細やかな対応によって事業を推進していくとともに、令和6年度は、ワンストップインフォメーションのある八幡西区・小倉北区以外の区役所でも北九州国際交流協会の相談窓口を知ってもらうため、他区役所等でのオンライン相談を検討する。	政策局	
54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。(再掲)	No.51203の再掲	No.51203の再掲						保健福祉局		
54106	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を行うとともに、福祉に関する相談を行うとともに、安心感の向上を図る。	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を行うとともに、安心感の向上を図る。	No.51203の再掲	1,848世帯	-	-	-	1,702世帯	当該事業を継続して実施し、引き続き高齢者の安全・安心の向上を図る。	子ども家庭局 消防局	

柱 V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (2) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	校番	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名		
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度	
54201	性的少数者の生き方を後押しするため、パートナーと宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。	1	「パートナーシップ宣誓制度」の運用	パートナーシップ宣誓書受領証の交付件数 (※R1.7.1.制度導入)	8件	①令和2年11月2日から令和3年1月31日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和3年11月1日から令和4年1月30日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和4年11月1日から令和5年2月4日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和5年11月1日から令和6年2月4日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	13件	A	引き継ぎ、パートナーシップ宣誓制度を運用していくとともに、同制度の周知に努めていく。	保健福祉局
54202	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により、性的指向・性自認等を理由とする差別・偏見に関する啓発活動に取り組みます。	2-1	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送や人権に関する講演会等の啓発事業に取り組む。【R3～】	①令和元年10月21日から令和2年3月8日 ②CROSS Mラジオ、KBOラジオ、RKBラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和2年11月2日から令和3年1月31日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和3年11月1日から令和4年1月30日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和4年11月1日から令和5年2月4日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	①令和5年11月1日から令和6年2月4日 ②CROSS Mラジオ ③2本のラジオを各2回放送 ④CROSS Mラジオ ⑤2本のラジオを各2回放送 ⑥CROSS Mラジオ ⑦2本のラジオを各2回放送	10件	A	ラジオ番組の制作にあたっては、今後も、「性的指向・性自認」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。 また、「明日への伝言板」特設ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたラジオ番組をYouTubeで配信し、啓発の推進を図る。 また、「性的指向・性自認」について、人権週間行事や各種広報紙、視聴覚教材を用いた啓発により、市民の理解促進を図る。	保健福祉局	

《資料》

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日条例第16号

改正 平成14年6月24日条例第54号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊重及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境

を害することをいう。) その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(相談)

第11条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的な協力のための措置)

第13条 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援)

第14条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 北九州市男女共同参画審議会

第17条 市に北九州市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成14年北九州市条例第16号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

付 則 (平成14年北九州市条例第54号)

この条例は、平成14年6月24日から施行する。

第12期北九州市男女共同参画審議会委員名簿

(任期:~令和8年3月31日)

	氏名	所属等	
1	いとう こうすけ 伊藤 幸祐	福岡県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 管理官	
2	おおこうち てつこ 大河内 哲子	北九州市女性団体連絡会議 会長	
3	おおぶち あきひろ 大淵 晶博	市民委員	
4	さとむら つとむ 里村 勉	北九州商工会議所事務局長	
5	しもだ やすな 下田 泰奈	北九州市立大学 地域戦略研究所 特任研究員	
6	たまい としお 玉井 利生	日鉄ケミカル&マテリアル労働組合 組合長	
7	たまる のりこ 田丸 陞子	北九州市立大蔵中学校 校長	
8	なむら ともみ 名村 知美	株式会社安川電機 総務・リスクマネジメント本部 総務部	
9	のより ともこ 野依 智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	
10	はまにし ななこ 濱西 菜々子	市民委員	
11	ひろしげ じゅんり 廣重 純理	弁護士	
12	ふるいち よしひろ 古市 嘉寛	福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課長	
13	ますお みえこ 榊尾 美栄子	北九州市立男女共同参画センター 所長	
14	やすこうち けいこ 安河内 恵子	九州工業大学 名誉教授	会長
15	ゆあさ はるみち 湯浅 隼道	明治大学 専門職大学院ガバナンス研究科 教授	副会長
16	よこやま たかひろ 横山 隆宏	日本放送協会北九州放送局 コンテンツセンター長	
17	わたなべ きょうこ 渡辺 恭子	北九州市医師会理事	

(50音順、令和6年8月時点)

**第4次北九州市男女共同参画基本計画
令和5年度実施状況報告書**

令和6年11月

発行 北九州市総務市民局女性の輝く社会推進室

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 (093) 582-2405

FAX (093) 582-2624